

令和8年3月修正

新潟県石油コンビナート等防災計画

新潟県石油コンビナート等防災本部

新潟県石油コンビナート等防災計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 防災計画の基本方針	1
第3節 用語の定義	2
第4節 特別防災区域の範囲	2
第2章 災害想定	7
第3章 防災組織	9
第1節 防災組織	9
第1 石油コンビナート等防災本部	9
第2 石油コンビナート等現地本部	9
第3 事業所における防災組織	11
第2節 防災関係機関等とその処理すべき事務又は業務の大綱	14
第1 関係行政機関	14
第2 関係公共機関	17
第3 防災関係団体	18
第4 特定事業者等	18
第5 広域共同防災組織加盟事業者	18
第3節 応援協力体制	19
第1 特定事業所間等の相互応援体制	19
第2 所在市町及び所在消防機関における相互応援体制	19
第3 海上保安部・署と所在消防機関間の相互応援体制	20
第4 他都道府県との相互応援体制	20
第5 協定の締結状況の把握	20
第4章 災害予防対策	21
第1節 危険物施設等の共通の災害予防対策	21
第1 危険物災害予防の基本計画	21
第2 高圧ガス災害予防の基本計画	22
第3 毒物劇物災害予防の基本計画	23
第2節 災害事象ごとの予防対策	24
第1 海上災害の予防対策	24
第2 航空機事故に対する災害予防対策	24
第3 地震・津波災害の予防対策	25

第3節	気象予警報等の伝達	28
第1節	特定事業所等に対する伝達	28
第2節	地域住民に対する伝達	28
第4節	防災教育及び防災訓練の計画	29
第1節	防災教育	29
第2節	防災訓練	30
第5節	防災に関する調査研究・情報共有	31
第1節	情報交換等	31
第2節	防災上の調査研究	31
第6節	防災施設及び防災資機材の整備	31
第1節	整備の基準	31
第2節	整備状況の把握	32
第5章	災害応急対策	33
第1節	防災活動体制	33
第1節	防災活動体制の区分	33
第2節	防災本部の体制と業務	33
第3節	同時に他の災害が発生した時の防災体制	36
第2節	災害情報等の収集及び通報伝達	36
第1節	異常現象等の通報	36
第2節	通報伝達系統及び連絡窓口	38
第3節	情報の収集及び伝達	38
第4節	通信手段の確保	39
第5節	報告書の提出	40
第3節	陸上災害防御対策	40
第1節	実施機関	40
第2節	実施内容	40
第4節	海上災害防御対策	43
第1節	実施機関	43
第2節	実施内容	43
第5節	災害広報	46
第1節	実施機関	46
第2節	広報の内容	46
第3節	広報の方法及び各実施機関の措置	46
第6節	避難対策	47
第1節	実施機関	47
第2節	避難の勧告又は指示等	48
第7節	警戒区域の設定	49
第1節	実施機関	49

第 2 警戒区域の設定等	-----	49
第 8 節 救出・救急・救護対策	-----	50
第 1 実施機関	-----	50
第 2 救出・救急対策	-----	50
第 3 医療救護	-----	50
第 9 節 交通対策	-----	51
第 1 実施機関	-----	51
第 2 交通規制等	-----	51
第 10 節 防災資機材等調達対策	-----	52
第 1 実施機関	-----	52
第 2 調達先	-----	52
第 3 調達方法	-----	53
第 11 節 応援協力要請	-----	54
第 1 相互応援協定に基づく要請	-----	54
第 2 緊急消防援助隊の応援の要請	-----	54
第 3 自衛隊に対する災害派遣要請	-----	54
第 4 応援協力要請手段	-----	54
第 5 応援協力の調整	-----	54
第 6 章 災害復旧対策	-----	55
別図 1 防災本部の第 3 次防災体制の組織図	-----	56
別図 2 防災本部の複合災害時防災体制の組織図	-----	57

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号、以下「法」という。）第 31 条の規定により、県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る防災対策について、防災関係機関等の行うべき業務を明確にするとともに、その全機能を発揮して災害の防止と被害の軽減を図り、もって県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 防災計画の基本方針

特別防災区域に係る災害は、その規模及び態様が広域かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を与えることとなる点を考慮し、特定事業所の施設に関する強力な防災的配慮はもとより、その他施設との防災的関連にも十分留意して区域内を一体としてとらえた対策を推進する。

本計画は、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的施策について、次の基本方針に沿って万全の対策を確立しようとするものであり、特別防災区域内において発生した災害に対する対処は、その発生原因の如何を問わず本計画によることを基本とする。ただし、本計画に定めのない事項については、新潟県地域防災計画及び市町地域防災計画の定めるところに準じて対応する。

なお、武力攻撃事態等に伴う災害への対処は、「新潟県国民保護計画」に定めのあるものを除き本計画に従う。また、防災関係機関及び特定事業者は、それぞれの立場から、本計画の実施が円滑に行われるように実施細目を検討し、具体的な実施計画を別途整備する。

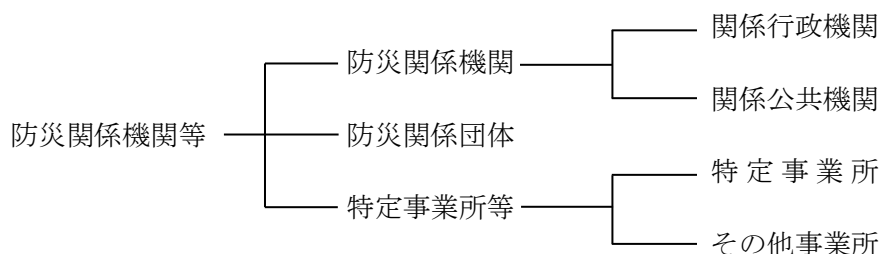
- 1 災害防御の主眼は、人的被害の防止におき、地域住民の安全対策を最優先とする。
- 2 特定事業者は、当該施設からの災害の発生及び拡大の防止について、第一義的責務を有するものである。
- 3 防災対策は、陸・海・空を一体として樹立する。
- 4 防災関係機関等及び地域住民は、相互に連携を密にして防災対策を推進する。

第3節 用語の定義

この計画で用いる用語は、法及び関係法令の例によるほか次による。

- 1 所在市町：特別防災区域が所在する市町（2の所在消防機関を除く。）
- 2 所在消防機関：特別防災区域を管轄する消防機関
- 3 関係行政機関：特定地方行政機関、関東経済産業局、自衛隊、県、県警察、所在市町及び所在消防機関
- 4 関係公共機関：災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関及び同条第6号に定める指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者
- 5 防災関係機関：関係行政機関及び関係公共機関
- 6 防災関係団体：石油コンビナート等特別防災区域協議会、排出油等防除協議会及びその他防災に関する団体
- 7 特定事業所等：特別防災区域内に所在する特定事業所及びその他事業所
- 8 特定事業者等：特定事業所等を設置している者
- 9 防災関係機関等：防災関係機関、防災関係団体及び特定事業所等
- 10 津波警報：津波警報及び大津波警報
- 11 危険物施設等：危険物施設、高圧ガス施設及び毒物劇物施設

(参考)



第4節 特別防災区域の範囲

特別防災区域の位置及び範囲は次のとおりである。

- 1 特別防災区域の位置 (図1-1)
- 2 新潟東港地区特別防災区域 (図1-2)
- 3 新潟西港地区特別防災区域 (図1-3)
- 4 直江津地区特別防災区域 (図1-4)

图 1-1 特別防災区域の位置

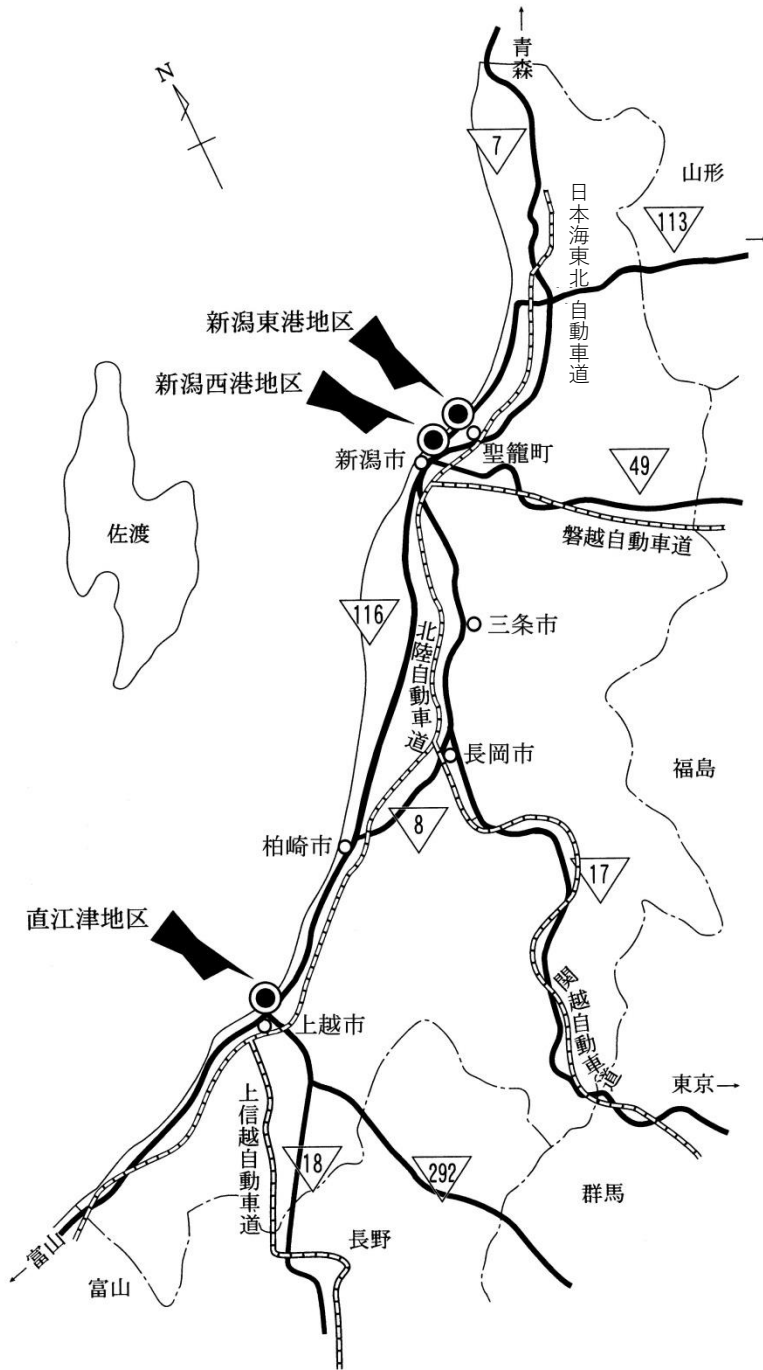


图 1-2 新潟東港地区特別防災区域

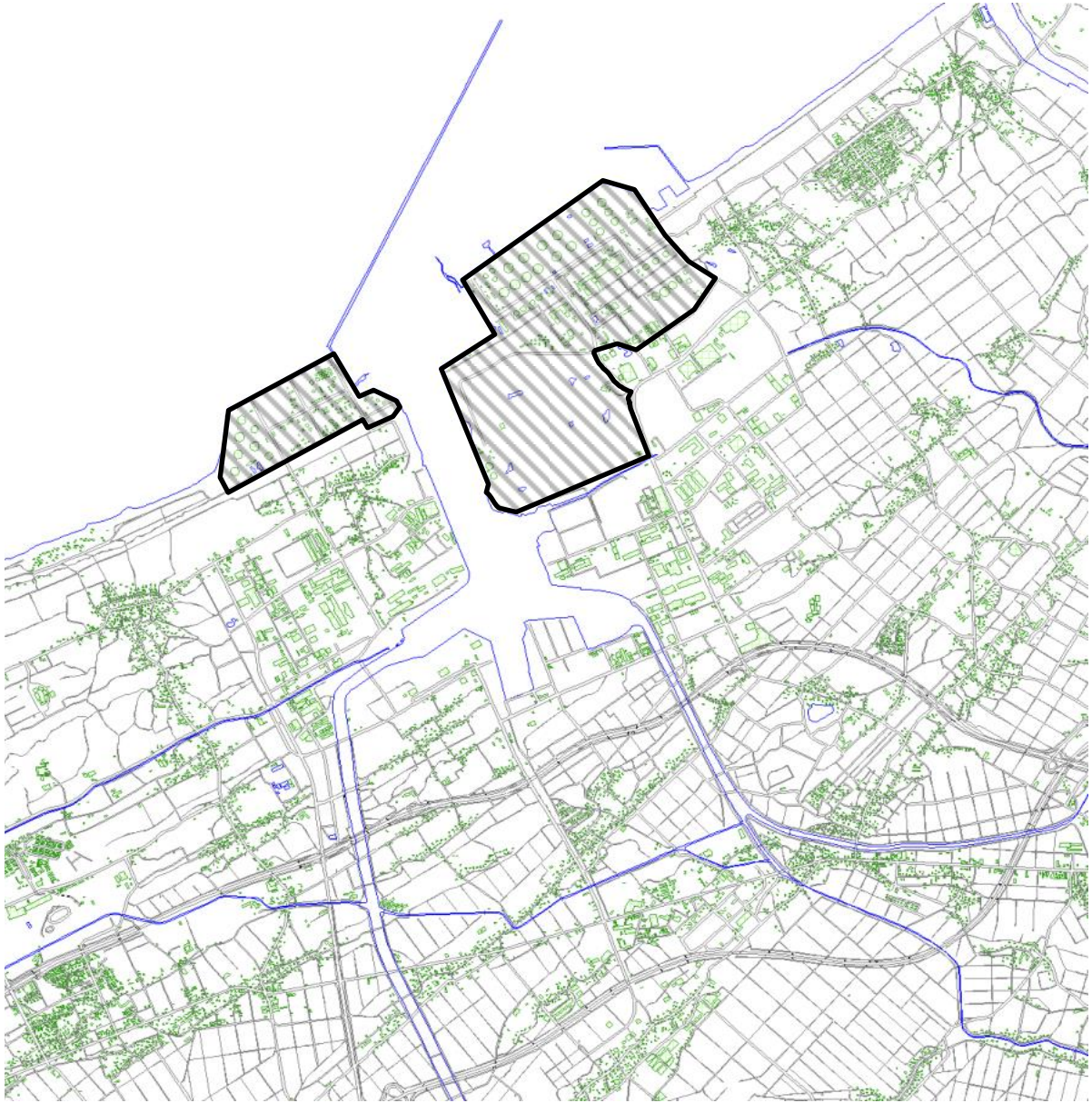


图 1-3 新潟西港地区特别防灾区域

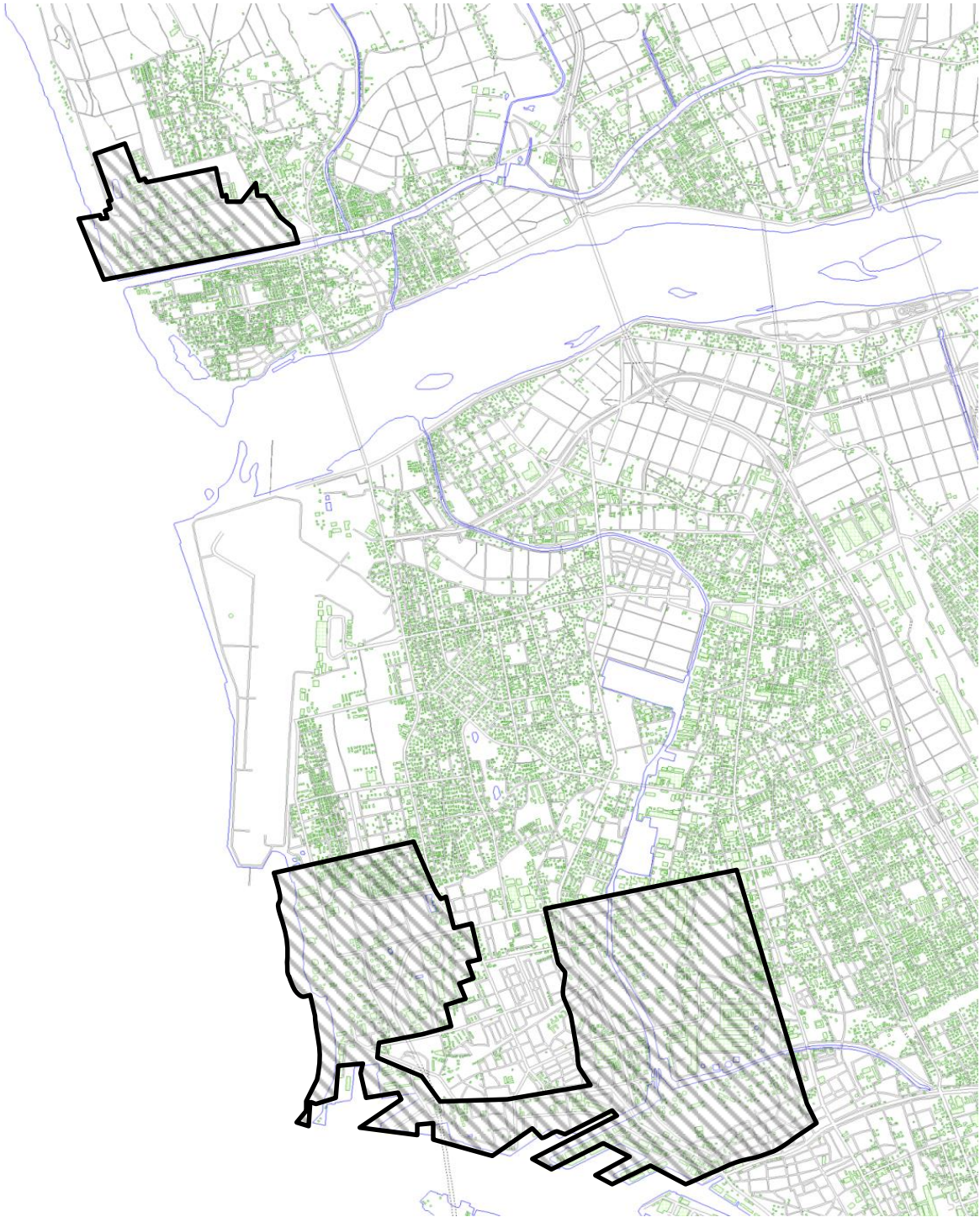
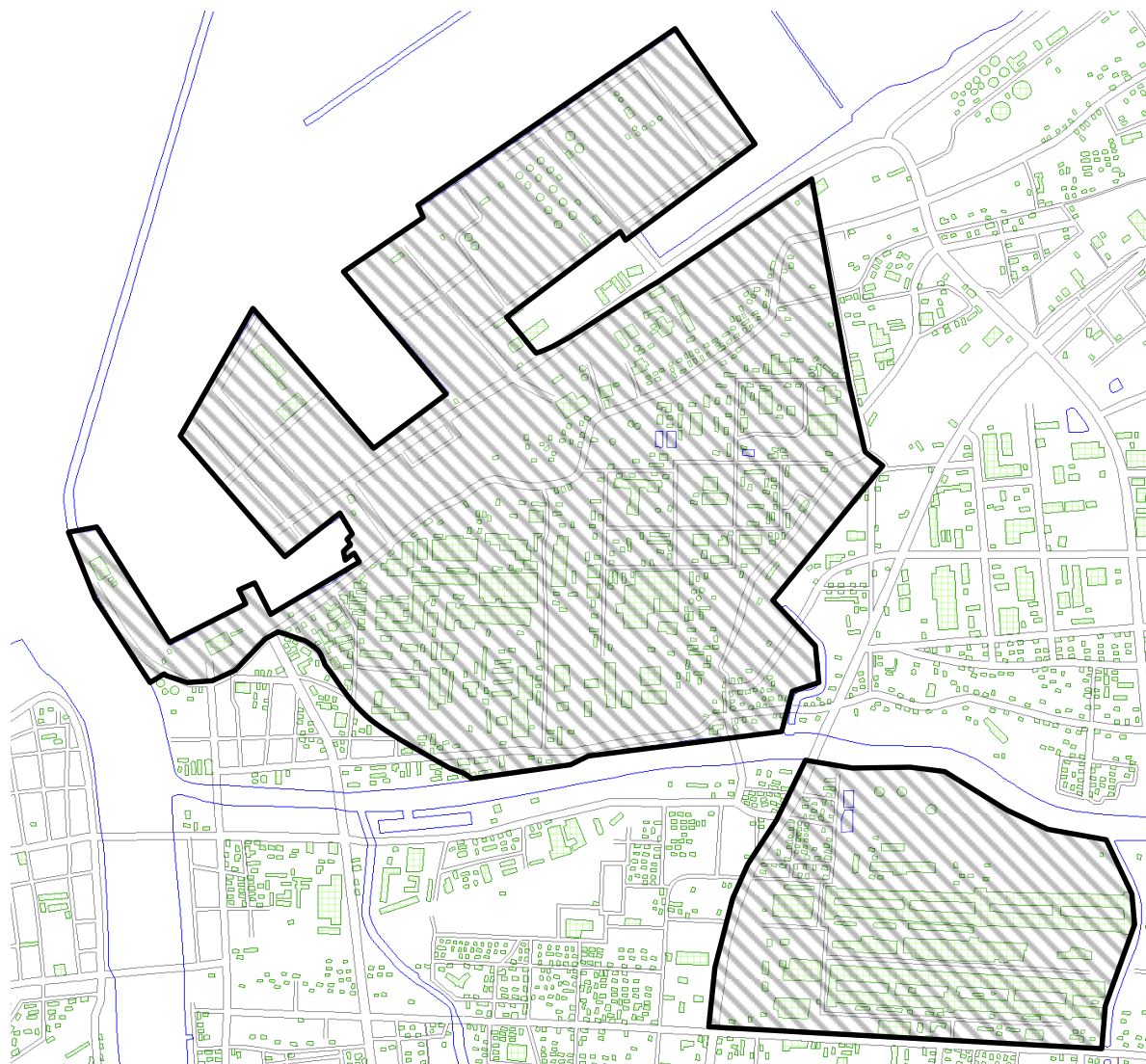


図 1 - 4 直江津地区特別防災区域



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

第2章 災害想定

特別防災区域内には10万k1の原油タンクを始め、石油類や可燃性ガス等の貯蔵、取扱施設が数多く設置されており、平常時の事故の他、地震、津波等により、漏えい、火災、爆発等の災害が発生する潜在的なリスクを抱えている。

本計画では特別防災区域における危険物等の貯蔵、取扱の状況、県地震被害想定調査（令和4年3月）、県津波浸水想定（平成25年12月及び平成29年11月）、東日本大震災等これまでに発生した災害の状況等から、施設別にある程度の確率で起こり得る災害を想定し、それに備えた発生予防や発生時の応急対策など、総合的な防災対策を行うものとする。

なお、発生確率は極めて小さいが、ひとたび起きれば影響が大きくなり得る災害も想定し、速やかな広報や避難対策等に留意する。

1 危険物タンク

- ・配管または本体の損傷により危険物が漏えいし、火災が発生
- ・流出油が仕切堤を超えて拡大し防油堤内で火災が発生
- ・タンク（浮き屋根式）リム部で火災が発生
- ・タンク（固定屋根式及び浮き蓋式）屋根部で火災が発生
- ・タンクの全面火災及び周辺火災が発生
- ・配管損傷等により危険物が大量漏えいし、防油堤の排水溝から外部へ流出
- ・長周期地震動によるスロッシング被害が生じ、タンク及びその周辺で火災が発生
- ・津波によるタンクの浮き上がり・滑動が発生し、配管等が変形・破損
- ・防油堤外流出火災、防油堤内全面火災、防油堤及び流出油等防止堤からの海上への流出、ボイルオーバーによる大規模な火災

2 可燃性高圧ガスタンク

(1) 低温LNGタンク以外のタンク

- ・配管または本体の損傷により可燃性ガスが漏えいし、爆発・火災が発生
- ・配管または本体の損傷により毒性ガスが流出して拡散
- ・津波による計装設備等の破損・変形、容器の転倒
- ・ファイヤーボールの発生

(2) 低温LNGタンク

- ・配管の損傷により可燃性ガスが漏えいし、爆発・火災が発生
- ・津波による計装設備等の破損・変形、容器の転倒

3 毒性液体タンク

- ・配管または本体から内容物が漏えいし、拡散

4 プラント

- ・容器や配管から可燃性ガス・液体が流出し、爆発・火災が発生
- ・容器や配管から毒性物質が流出して拡散
- ・津波による計装設備等の破損・変形、容器の転倒

5 導配管

- ・導配管から可燃性ガス・液体が流出し、周辺で爆発・火災が発生
- ・導配管から毒性ガスが流出して拡散

6 危険物等の輸送車両・船舶、海上入出荷施設

- ・危険物、可燃性ガスの輸送車両や船舶の事故によりタンク等が破損し、危険物等が流出し爆発・火災が発生
- ・毒性ガスの輸送車両や船舶の事故によりタンク等が破損し、毒性ガスが漏えいし拡散
- ・海上入出荷施設の配管等から可燃性ガス・液体が流出し、栈橋または移送配管の周辺で爆発・火災が発生
- ・海上入出荷施設の配管等から毒性ガスが流出して拡散

第3章 防災組織

第1節 防災組織

石油コンビナート等の災害について、それぞれの所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため、関係行政機関及び特定事業所等が設置する防災に関する組織は次のとおりとする。

第1 石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織と所掌事務は次のとおりとするが、災害発生時における防災活動体制は「第5章 第1節」で定める。

1 組織

防災本部は、県内の特別防災区域に係る防災に関し、防災関係機関等が一体となって、総合的かつ計画的に対処するため、表3-1の本部員で構成する。

2 所掌事務

ア 平常時における所掌事務

- (ア) 防災計画の作成及びその実施の推進
- (イ) 防災に関する調査研究の推進
- (ウ) 防災に関する情報の収集及び関係者への伝達
- (エ) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進

イ 災害発生時における所掌事務

- (ア) 防災関係機関等が本計画に基づいて実施する応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- (イ) 現地本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指示
- (ウ) 国の行政機関（特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡調整
- (エ) 緊急消防援助隊等の広域応援要請
- (オ) 災害情報の収集及び伝達
- (カ) 災害に関する広報活動

第2 石油コンビナート等現地本部

防災本部長（以下「本部長」という。）は、災害の鎮圧、被害の拡大防止、住民の避難・救助を迅速に実施するため、第3次防災体制（「第5章 災害応急対策」参照）と判断した場合又は必要と認める場合は、次に定める現地本部を設置する。現地本部の組織体制は、現地本部長があらかじめ定めておくものとする。また、現地本部長は、必要に応じ、他の防災本部員に対し、現地本部事務局へ職員の出向を要請する。

1 現地本部の組織

現地本部は法第 29 条の規定により、本部長が指名する現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

(1) 現地本部長

現地本部長は次に掲げる者のうちから本部長が指名する。

ア 災害発生地を管轄する市町長（やむを得ない事情により、市町長がその職務を行うことができない場合、その代理者が職務を代行する。）

イ 災害が 2 市町以上にまたがっている場合は、主たる災害発生地を管轄する市町長（やむを得ない事情により、市町長がその職務を行うことができない場合、その代理者が職務を代行する。）

ウ 第九管区海上保安本部長（災害が主に海域の場合。なお、やむを得ない事情により、第九管区海上保安本部長がその職務を行うことができない場合、その代理者が職務を代行する。）

エ ア～ウ以外の本部員または現地本部員（複合災害発生時において、ア～ウに定める本部員及びその代理者が職務を行うことができない場合。）

(2) 現地本部員

現地本部員は、次に掲げる者を本部長が指名する。

ア あらかじめ指名する者

次に掲げる本部員若しくは本部員から権限の委任を受けた者

- ・ 県警察本部長
- ・ 県危機管理監
- ・ 災害発生地を管轄する市町長（ただし、現地本部長に指名された場合を除く。）
- ・ 災害発生地を管轄する消防機関消防長
- ・ 特別防災区域協議会長

イ 災害の規模及び状況に応じて指名する者

次に掲げる本部員若しくは本部員から権限の委任を受けた者

- ・ 第九管区海上保安本部長（海上災害が発生した場合）
- ただし、現地本部長に指名された場合を除く。
- ・ その他の本部員（現地本部長が必要と認めた本部員）

(3) 現地本部事務局

現地本部の災害応急対策を円滑に実施するため、現地本部長は、原則として現地本部長の所属機関の職員を主体とした現地本部事務局を設置する。

本部員は、災害応急対策を円滑に実施するため、現地本部長の要請に応じ、本部員が所属する機関の職員を事務局に派遣する。

第 2 次防災体制（「第 5 章 災害応急対策」参照）において設置された現地連絡室は第 3 次防災体制においては現地本部事務局内に設置する。

2 所掌事務

現地本部は、防災本部、防災関係機関等と連携し、災害の鎮圧、被害の拡大防止、住民の避難・救助等の応急対策を行う。

3 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として、当該災害発生市町の市役所、町役場、消防本部・署とする。
ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置する。

4 現地本部等の廃止

本部長は、当該災害の応急対策が完了したと認められるとき、又は予想された災害の危険性が解消されたと認められた場合は、現地本部及び現地連絡室を廃止する。

第3 事業所における防災組織

1 自衛防災組織

特定事業者は、法第16条の規定により、当該事業所に自衛防災組織を設置し、防災規程を定めるとともに、防災要員を置き、防災資機材等を整備しなければならない。また、防災管理者（第一種事業者にあつては副防災管理者を含む。）を選任して自衛防災組織を統括させ指揮命令系統を明確にするとともに、夜間、休日を含む防災体制の確立に努めなければならない。

また、その他事業者にあつては、これに準じ組織の整備に努める。

なお、自衛防災組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 施設、設備の現況、機器の性能等の把握
- イ 防災資機材等の整備・点検・調達
- ウ 防災要員の災害防御訓練
- エ 火災、危険物の流出事故等に対する応急措置及び応急活動の実施
- オ 負傷者等の救出・救護
- カ 職員の避難誘導
- キ その他防災活動上必要な事項

2 共同防災組織

特定事業者は、特別防災区域の実態に応じて、その協議により共同防災組織を設置し、法令の定めるところにより、防災要員を置き、防災資機材の整備を進める。

また、特別防災区域周辺に危険物等を多量に取り扱う事業所（周辺事業所）が立地する場合には、特定事業所と周辺事業所における立地状況や防災資機材の整備状況等を踏まえ、特別防災区域及びその周辺を含めた地域全体の防災体制の整備を図るため有効と考えられる場合には、周辺事業所を含めた共同防災組織の設置または加盟に努める。

共同防災組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 防災資機材等の整備・点検・調達
- イ 各特定事業所等の防災要員に対する災害防御訓練指導
- ウ 火災、危険物の流出事故等に対する応急措置及び防災活動の実施
- エ その他防災活動上必要な事項

3 広域共同防災組織

直径 34 メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業者は、その協議により広域共同防災組織を設置し、法令の定めるところにより、防災要員を置き、防災資機材の整備を進める。

広域共同防災組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 防災資機材等の整備・点検・調達
- イ 防災要員に対する災害防御訓練及び指導
- ウ 災害に対する応急措置及び防災活動の実施
- エ 防災資機材等の輸送
- オ その他防災活動上必要な事項

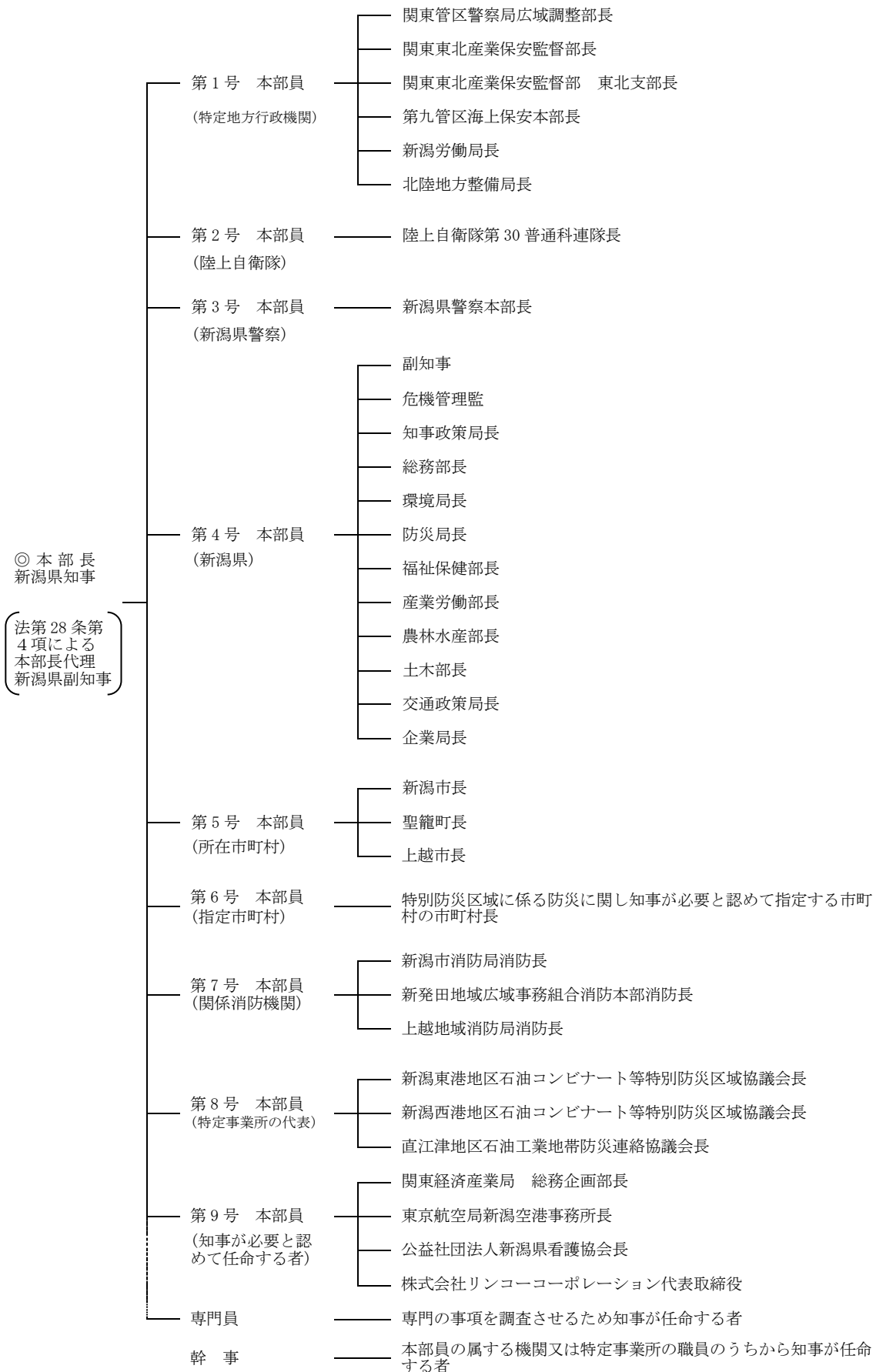
4 石油コンビナート等特別防災区域協議会

特定事業者は、特別防災区域の防災を区域全体の問題として共同で検討し、協議するため、法第 22 条の規定により協議会の設置に努める。

また、特別防災区域周辺に危険物等を多量に取り扱う事業所が立地する場合には、協議会への加盟に努めることにより、特別防災区域及びその周辺を含めた防災体制の整備を図る。

- ア 防災のための自主基準の作成
- イ 防災技術の共同研究
- ウ 職員の防災教育の共同実施
- エ 共同防災訓練の実施
- オ その他災害発生又は拡大の防止のための措置

表 3 - 1 新潟県石油コンビナート等防災本部の組織



第2節 防災関係機関等とその処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等は、この計画の定めるところによりそれぞれの所掌する事務又は業務により災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するが、そのうち主なものを次に掲げる。

第1 関係行政機関

1 特定地方行政機関

特定地方行政機関は特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等を行う。

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整
- イ 管区内各県警察の相互援助の調整
- ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内関係機関との連携
- エ 警察通信の確保、統制

(2) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等危険物施設及び特定事業所の保安に関する指導並びに監督
- イ 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
- ウ 特定事業所に対する立入調査
- エ 災害に関する情報の収集及び伝達
- オ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部

電気施設等の保安に関する指導、監督及び事故発生時の調査

(4) 第九管区海上保安本部

- ア 防災資機材の備蓄、整備、調達及び輸送
- イ 船舶交通の安全確保に関する措置及び航行規制
- ウ 海上における治安の維持
- エ 情報の収集、伝達及び広報
- オ 海上における救出、救護及び被災船舶の処理
- カ 海上における流出油及び火災対策の実施
- キ 災害発生時の船舶への周知及び避難の勧告等
- ク 災害原因調査

(5) 新潟労働局

- ア 労働安全衛生教育の指導強化
- イ 特定事業所に対する指導及び監督
- ウ 化学プラント等の新設、変更届の審査及び実地調査

エ 化学プラント等のセーフティ・アセスメントに関する指導及び助言

オ 災害原因調査

(6) 北陸地方整備局

ア 直轄で管理する河川、海岸における水象及び気象の観測

イ 直轄で管理する河川、海岸における改修、保全、維持及び修繕工事の実施

ウ 直轄で実施する一般国道の改築、維持及び修繕工事の実施

エ 管理する施設の災害復旧

オ 直轄で実施する港湾施設及び海岸保全施設の整備並びに災害復旧工事の実施

カ 供用中の港湾施設及び港湾内の海岸保全施設の災害情報の収集並びに災害応急対策の協力

キ 流出油の防除等災害応急対策の協力

ク 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導

2 関東経済産業局

ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保

イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保

ウ 被災中小企業の振興

3 自衛隊

自衛隊は、災害派遣の要請に基づき、次の防災活動を実施する。

ア 被害状況の把握並びに被災者の救助及び避難の援助

イ 災害防御活動

ウ 道路及び水路の啓開

エ 通信支援

オ その他自衛隊の能力で対処可能な救助活動

4 県

県は、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、区域の防災に関する次の事務又は業務を実施するとともに、その総合調整を行う。

ア 防災本部の事務

イ 気象予警報等の伝達

ウ 特定事業所の防災に関する指導及び立入検査

エ 災害情報等の収集、伝達及び災害広報

オ 火薬類、危険物、高圧ガス及び毒物劇物取扱施設に対する指導及び監督

カ 緊急消防援助隊への派遣要請

キ 自衛隊への派遣要請

ク 他都道府県への応援要請

ケ 災害救助法等による援助

コ 医療救護対策の支援

サ 流出油等の防除及び接岸船舶火災の防御の援助又は協力

シ 港湾施設等公共施設の整備、保全及び応急対策

ス 保健衛生対策

- セ 環境対策
- ソ 農林水産対策
- タ 災害の拡大の防止及び応急修復措置
- チ 管理する施設の災害復旧

5 県警察

県警察は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、次の災害警備活動を実施する。

- ア 気象予警報等の伝達
- イ 災害情報等の収集、伝達及び災害広報
- ウ 救出、避難指示及び誘導
- エ 交通規制
- オ 被災地の警戒警備
- カ 災害原因調査

6 所在市町

所在市町は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、次の防災活動及び応急対策活動を実施する。

- ア 避難指示等、誘導及び警戒区域の設定
- イ 毒物劇物取扱施設に対する指導及び監督（新潟市に限る）
- ウ 災害情報等の収集、伝達及び災害広報
- エ 気象予警報等の伝達
- オ 災害の拡大の防止及び応急修復措置
- カ 被災者の救出、救急の実施
- キ 医療救護及び保健衛生対策
- ク 被害状況調査及び災害原因調査
- ケ 環境対策
- コ 流出油等の防除及び接岸船舶火災の防御の援助又は協力
- サ 管理する施設の災害復旧

7 所在消防機関

所在消防機関は、特定事業所等の施設、設備の安全対策に関する指導等を行うとともに、防災関係機関と緊密な連携のもとに、次の防災活動及び応急対策活動を実施する。

- ア 消防力の充実並びに防災資機材の備蓄及び整備
- イ 気象予警報等の伝達
- ウ 災害情報等の収集、伝達及び災害広報
- エ 高圧ガス取扱施設（新潟市に限る）及び危険物施設に対する指導及び監督
- オ 特定事業者等が設置する自衛及び共同防災組織の育成指導
- カ 特定事業所等に対する立入検査及び予防査察の実施
- キ 消火活動等の災害防御活動
- ク 流出油等の防除の援助又は協力
- ケ 避難誘導及び火災警戒区域の設定
- コ 災害の拡大の防止
- サ 被災者の救出、救急の実施

シ 被害状況調査及び災害原因調査

第2 関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力する。

1 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社、日本貨物鉄道株式会社新潟支店
緊急輸送の確保
- (2) 東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店、株式会社ドコモ CS 新潟支店
 - ア 緊急電話の確保
 - イ 電話の応急復旧
- (3) 日本赤十字社新潟県支部
医療救護
- (4) 日本放送協会新潟放送局
 - ア 気象予警報等の放送
 - イ 災害広報
- (5) 日本通運株式会社新潟支店
緊急輸送の確保
- (6) 東北電力株式会社新潟支店
電力供給施設の応急修復

2 指定地方公共機関

- (1) ガス事業者
都市ガス施設の応急修復
- (2) 運輸事業者、地方鉄道事業者
緊急輸送の確保
- (3) 株式会社新潟日報社、株式会社新潟放送、株式会社 NST 新潟総合テレビ、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社新潟テレビ 21
 - ア 気象予警報の報道
 - イ 災害広報
- (4) 一般社団法人新潟県医師会
医療救護

3 防災上重要な施設の管理者

- (1) 新潟空港事務所
特別防災区域に係る飛行規制
- (2) 株式会社リンコーコーポレーション
 - ア 港湾施設及び係留船舶の保安対策
 - イ 海上流出油等の防除対策等

ウ 港湾施設の災害復旧

第3 防災関係団体

防災関係団体は、平素から防災体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに県及び市町の防災活動に協力する。

第4 特定事業者等

特定事業者等は、特定事業所等における災害の発生及び拡大の防止のため、次の措置を行う。

- ア 自衛防災体制及び共同防災体制の確立
- イ 施設、設備の自主点検及び法定点検の励行
- ウ 防災教育の徹底及び訓練の実施
- エ 防災に関する設備、施設及び資機材の整備
- オ 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- カ 石油及び高圧ガス等の安全輸送
- キ 地震・津波等の発生情報の収集
- ク 異常現象時の通報連絡体制の整備
- ケ 従業員の避難措置
- コ 緊急時の応急措置の徹底
- サ 火災等災害の防御
- シ その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置
- ス 防災規程等諸規程の整備
- セ 災害発生時の周辺住民等への広報の実施

第5 広域共同防災組織加盟事業者

特定事業者が広域共同防災組織に加盟した場合は、広域共同防災組織により整備した資機材について、人員を配置し、必要な諸規程を定める。

また、災害時に迅速に資機材を輸送するため、あらかじめ道路管理者及び警察機関と協議し輸送経路を定め、輸送の際の事前連絡の方法等を定める。また、輸送経路については、道路管理者、警察機関と協議し適宜見直しを図り、毎年相互に輸送経路を確認する。

第3節 応援協力体制

第1 特定事業所間等の相互応援体制

特定事業者は事業所相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るための協定の締結に努める。

1 特定事業所間の相互応援体制

応援協定締結機関	協定締結年月日
直江津地区石油化学工業地帯内の相互消防応援協定	昭和49年11月18日
昭和シェル石油(株)新潟石油製品輸入基地と新潟石油共同備蓄(株)新潟事業所	平成11年4月1日
三菱瓦斯化学(株)新潟工場と日本ヒドラジン工業(株)	平成17年4月1日
三菱瓦斯化学(株)新潟工場と海洋運輸(株)東港事業所	平成11年12月1日
昭和瀝青工業(株)上越油槽所と富士興業(株)上越営業所	平成9年6月1日
昭和瀝青工業(株)上越油槽所と日本海上工事(株)新潟作業所	平成9年6月1日
昭和瀝青工業(株)上越油槽所と相村建設(株)	平成9年6月1日
信越化学工業(株)直江津工場と直江津アセチレン(株)	昭和47年6月1日
信越化学工業(株)直江津工場と新潟水素(株)直江津工場	昭和46年2月1日
信越化学工業(株)直江津工場と関連事業所10社	昭和51年～平成17年

※昭和シェル石油(株)新潟石油製品輸入基地は令和元年7月1日から出光興産(株)新潟石油製品輸入基地に名称変更

※日本ヒドラジン工業(株)は平成17年10月1日から(株)日本ファインケムに名称変更

※(株)日本ファインケムは令和6年10月1日から三菱ガス化学ネクスト(株)に名称変更

※海洋運輸(株)東港事業所は令和元年7月1日からMGCターミナル(株)新潟事業所に名称変更

2 共同防災組織間の相互応援体制

応援協定締結機関	協定締結年月日
新潟東港東地区共同防災協議会と新潟東港西地区共同防災協議会	平成6年12月1日
新潟西港地区共同防災協議会と新潟東港西地区共同防災協議会	平成4年5月13日

第2 所在市町及び所在消防機関における相互応援体制

所在市町及び所在消防機関は、相互に応援協定の締結に努めるとともに、必要に応じ近接する他の市町村等と応援協定を締結する等広域的な応援体制の整備を図る。

1 消防活動に係る相互応援協定

応援協定締結機関	協定締結年月日
新潟市と新発田地域広域事務組合（新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定）	平成4年12月10日
上越地域消防事務組合と糸魚川市	平成22年4月1日
上越地域消防事務組合と柏崎市	平成17年5月1日
上越地域消防事務組合と十日町地域広域事務組合	平成19年8月1日
新潟県広域消防相互応援協定	平成13年3月19日

※特別防災区域に係る協定のみ掲載

2 災害時の応援協定

応援協定締結機関	協定締結年月日
新潟市・長岡市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市 佐渡市・聖籠町・弥彦村・田上町	平成18年8月1日

第3 海上保安部・署と所在消防機関間の相互応援体制

「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日締結）に基づく業務協定

締結機関	締結年月日
新潟海上保安部と新潟市	昭和48年7月1日
新潟海上保安部と新発田地域広域事務組合	昭和52年4月1日
直江津海上保安署と上越地域消防事務組合	昭和49年3月1日

※直江津海上保安署は平成17年4月1日から上越海上保安署に名称変更

第4 他都道府県との相互応援体制

県は、大規模な災害に備え、他都道府県との相互応援体制の確立を図るものとし、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（平成24年5月18日）をはじめ、北海道・東北8道県の相互応援協定、近県5県との相互応援協定の他、山形県、長野県などと相互に応援協定を締結し体制整備を進める。

第5 協定の締結状況の把握

防災本部は第1から第4までの協定の締結状況を適宜把握する。

第4章 災害予防対策

第1節 危険物施設等の共通の災害予防対策

危険物施設等については、関係法令に従い、保安対策の徹底を期しているが、法令は保安業務の最低基準を定めているとの認識にたち、各施設の損壊、火災等の各種災害の発生を未然に防止するとともに被害の拡大を防止するため、災害予防対策を図る。

第1 危険物災害予防の基本計画

1 特定事業所等の安全対策

特定事業者等は、災害の予防に関し第一義的責任者として特に次の点について十分な安全対策を行う。

(1) 防災知識及び安全思想の高揚

危険物製造所等の各施設について、作業監督制度を強化し、特に下請業者を使用する施設等においては的確な作業指示と従業者に対する防災知識の高揚に努める。

(2) 標準化体系の整備と徹底

作業基準、規程規格類を標準化して整備するとともに定期的に見直し、その遵守の徹底を図る。

なお、作業基準、規程規格類の整備、見直しに当たっては、非定常作業時、緊急時を想定したリスクアセスメント結果等を参考にする。

(3) 施設管理の整備と徹底

施設の経年劣化に留意し、設備、装置及び機器等の設備管理に関する基準、規程等を整備し、不調、不良等の異常を発見したときは速やかに整備又は修理する。

(4) 運転管理の整備と徹底

温度、圧力等の測定装置及び制御装置等の設置について再検討し、設備の安全を確保するため、必要に応じ装置等の増設又は合理化を図る。また定期及び臨時にパトロールを実施し、その結果を記録しておく。

(5) 誤操作防止対策

誤操作防止のためにバルブ類、スイッチ等の適正配置、各設備、配管等の色別、行先明示、指差確認等を行うとともに、重要操作についてはダブルチェック制の採用等を行い事故防止等を図る。

(6) 保安設備の整備

安全弁等、安全装置及び警報装置については、適切に作動するよう維持すること。また、消火設備、散水設備の設置増強を行うとともに設備、装置等の保安動力源を整備する。

(7) プロセスの安全度の明確化

事業の実情に応じプロセスにおける設備ごとの危険度分類を行い、危険度の高い設備についての対応策の確立を図る。

(8) 施設の配置等に対する配慮

施設の配置等については、保安法令の技術上の基準に適合するように設置し維持管理するほか、特に次のことについて配慮する。

ア 施設、設備等の位置の設定、施設ごとの配置、防災道路の整備等

イ 腐食防止等

2 危険物施設に対する指導及び監督の強化

(1) 労働基準監督機関

産業災害の防止について指導及び監督を行う。

(2) 海上保安部・署

船舶の荷役時における保安強化のため、必要な防災資機材等の整備及び荷役時における保安体制について指導又は助言を行う。

(3) 県

特別防災区域にかかる危険物施設の許可及び予防査察等について、所在消防機関に対し、指導又は助言を行う。

また、必要に応じ防災本部に「専門部会」を設置し防災対策の調査研究を推進するとともに、防災関係機関等と協力し特別防災区域の防災診断等を実施する。

(4) 所在消防機関

法及び消防法に基づく関係施設への立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な指示等を行う。

3 消防力の強化

(1) 化学消防車等防災機材の増強

防災関係機関等は、化学消防車その他の防災機材等の増強に努める。

第2 高圧ガス災害予防の基本計画

1 特定事業所等の安全対策

特定事業者等は災害予防の第一義的責任者として、第1.1に定める事項について、十分な安全対策を行うとともに、特に大量な高圧ガスの貯蔵施設、設備又は高温、高圧及び超低温の状態を取扱う施設、設備については、使用材料の選択、適切な構造設計及び施工等を含む設備管理並びに保安体制の確立、整備に努める。

2 高圧ガス製造施設等に対する指導及び監督の強化

(1) 関東東北産業保安監督部

災害の発生を防御し、又、拡大を防止するため保安関係法令に定める権限に基づき災害予防の観点から関係企業等を十分指導するとともに、管内における各都県の連携、調整及び他産業保安監督部管轄地域組織との相互連携を図る。

(2) 労働基準監督機関

産業災害の防止について指導及び監督を行う。

(3) 海上保安部・署

船舶の荷役時における保安強化のため、必要な防災資機材等の整備及び保安体制について指導又は助言を行う。

(4) 県及び新潟市

特別防災区域にかかる高圧ガス製造施設等の許可及び立入検査等を実施し、関係企業等に対し指導及び監督を行う。

また、県は必要に応じ防災本部に「専門部会」を設置し、防災対策の調査研究を推進する。

第3 毒物劇物災害予防の基本計画

1 特定事業所等の安全対策

特定事業者等は災害予防の第一義的責任者として、毒物劇物施設の維持管理等について第1.1に準ずるとともに、特に次の点について十分な安全対策を行う。

(1) 保護具等の設置

当該事業所において取扱う特定化学物質に応じその設備近くに次の保護具等を設置する。

ア うがい、洗眼設備

イ 防毒マスク

ウ 保護面

エ 耐薬品用保護衣

オ 前掛、手袋及び長靴等

(2) 表示等による通知

特定化学物質設備の近くには、毒物劇物を取り扱っている旨の表示をする等安全対策に努めるとともに、緊急時における活動隊に対し、毒物劇物の取扱場所の周知等二次災害防止の徹底を図る。

2 毒物劇物取扱施設に対する指導及び監督の強化

(1) 新潟労働局

災害の発生を防御し、又、拡大を防止するため保安関係法令に定める権限に基づき、災害予防の観点から関係企業等を十分指導するとともに、他労働局との相互連携を図る。

(2) 県及び新潟市

特別防災区域に係る毒物劇物取扱施設等の許認可及び立入検査を実施し、関係企業等に対し指導及び監督を行う。

第2節 災害事象ごとの予防対策

第1 海上災害の予防対策

特別防災区域に係る海域における災害の発生を防止するため、次の規制及び措置を行う。

1 海上災害予防の基本計画

(1) 防災関係機関の予防措置

ア 海上保安部・署

海上保安部・署は、港則法、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に基づき災害防止のための指導及び監督を行う。

イ 港湾管理者

港湾管理者は、特別防災区域の海上災害に対応するため必要な資機材の整備に努める。

(2) 特定事業所等の安全対策

特定事業所等は、危険物、高圧ガス等の臨海施設及び導配管等の保守、点検を行うとともに、専用岸壁における消防体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備強化する等災害予防対策を推進する。

2 被害の局限化

船舶及び特定事業所等は、次の措置を行う。

ア 海難事故、油流出等による危険物等の海上への流出防止のための従事者等の教育訓練の徹底

イ 危険物等の流出、漏えいの発生時における資機材及び人員の配備

ウ 危険物等の海上流出時における水産資源の被害防止

第2 航空機事故に対する災害予防対策

新潟空港事務所は、特別防災区域及びその周辺において、航空機の墜落等による二次災害の発生を防止するため、その上空付近の飛行を制限するなど、所要の規制及び措置を行う。

1 飛行の規制を行う空域

新潟県下関係地区における規制空域は、別添防災計画資料に掲載する図の範囲とする。

2 規制措置の推進

(1) 航空機運航者に対し、規制事項の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関又は特定事業所等からの通報により違反事実があると認められる場合は、直ちに当該運航者に対し、規制の厳守について指導する。

第3 地震・津波災害の予防対策

防災関係機関等は、地震、津波によって生じる災害の未然防止を図るため、人命を最優先とした上で、積極的な予防対策を実施する。

1 地震対策

(1) 特定事業者の予防対策

特定事業者は、危険物施設等について、法令に定められた技術基準等に基づき地震対策を実施するとともに、災害予防について調査、検討を行い、特定事業所の特性にあった対策を実施する。

ア 地盤特性の把握

地震波の卓越周期及び液状化の可能性の有無の情報を収集し、危険物施設等の耐震補強等に努める。

イ 危険物施設等の耐震性の確保

- (ア) 危険物施設等の新設、変更にあたっては、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づき十分に耐震性を確保する。
- (イ) 建設後、長期間経過している施設については、その後の経年劣化を考慮し、定期的な検査の実施により強度の不足する箇所を発見し、補強を行うことにより耐震性を強化する。
- (ウ) 防油（液）堤については、地震動等による破損を起こさないよう耐震性の強化を図る。
- (エ) 防油堤の点検に当たっては、壁体の温度による伸縮で目地部に隙間が生じ、止液板が劣化することがないことに留意する。
- (オ) 配管については、貯蔵タンク本体と配管との接続部及び配管間の接続部が損傷を受けることのないよう耐震性の強化を図る
- (カ) 長周期地震動に共振し、内容物が溢流するおそれのあるタンクを対象として、液面高さの適切な管理を実施し液面揺動及び溢流による災害の防止対策を実施する。
- (キ) 危険物施設等の周辺の土地の地盤沈下及び液状化の起こり易さを把握し、地盤沈下又は液状化が懸念される場合には、地盤改良や擁壁を設置する、配管の損傷を防止するため可とう性を持たせた配管に変更するなどの対策強化に努める。

ウ 保安防災設備の信頼性の向上

- (ア) 施設の運転を緊急停止しても安全上に問題がない場合には、緊急遮断弁の設置に努める。また、施設、設備の状況に応じて、地震計と連動したものを設置することが望ましい。
- (イ) 運転の緊急停止が安全に行えるよう設備のブロック化等の措置をとる。
- (ウ) 危険物等の漏えいを速やかに把握できるよう検知器等を適切に配置する。
- (エ) 漏えい検知器、緊急遮断装置等の保安防災設備は、有効に作動するよう定期的に点検、整備を実施する。
- (オ) 消火用屋外給水施設や非常用通報設備等について、耐震措置を講ずるよう努める。
- (カ) 消防機関との直通回線、災害時優先電話、衛星携帯、防水型携帯無線設備等、複数の通信手段を確保する。

- (キ) 設置の日から 40 年を経過した消火用屋外給水施設については、経年劣化に伴う耐災害性の確保に留意し、「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法」に基づく点検を実施する。
- (ク) 流出油等防止堤の点検に当たっては、壁体の温度による伸縮で目地部に隙間が生じ、止液板が劣化することがないことに留意する。
- (ケ) 上記の他、特定防災施設等及び防災資機材等の対策に当たっては、事業所の実態に応じ、以下の通知を参考として必要な措置等の実施に努める。
 - a 「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」
(平成 24 年 3 月 30 日付消防特第 63 号消防庁特殊災害室長通知)
 - b 「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」
(平成 26 年 3 月 31 日付消防特第 49 号消防危第 84 号消防庁特殊災害室長・危険物保安室長通知)

エ 地震発生時の緊急措置基準の整備

- (ア) 緊急地震速報を事業所全体で確実に把握できる体制の整備に努める。
- (イ) 緊急停止基準等を整備する。
- (ウ) 地震発生後の緊急点検実施のための「地震発生後の緊急点検基準」を整備する。

(2) 防災関係機関の予防対策

関係行政機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

ア 県・所在市町・所在消防機関の対策

- (ア) 特定事業所及び防災関係機関との通信連絡・広報体制、職員の配置計画等を策定し、災害時の即応体制を整える。
- (イ) 特定事業所に対し、関係法令に基づく立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な指示等を行う。

2 津波対策

(1) 特定事業者の予防対策

特定事業者は、危険物施設等について、国、県等の指針、想定等を踏まえた津波対策を実施するとともに、災害予防について調査、検討を行い、特定事業所の特性にあった対策を実施する。

ア 津波特性の把握

到達する津波の最大浸水深及び到達時間に関する情報を収集し、危険物施設等の補強等に努める。

イ 保安防災設備等の信頼性の向上

- (ア) 屋外タンク貯蔵所等、施設の運転を緊急停止しても安全上問題がない場合には、特定事業所における地盤高さや想定される津波浸水対策を踏まえ、緊急遮断弁の設置に努める。
また、施設、設備の状況に応じて地震計と連動したものを設置することが望ましい。
- (イ) 運転の緊急停止が安全に行えるよう設備のブロック化等の措置をとる。
- (ウ) 危険物等の漏えいを速やかに把握できるよう検知器等を適切に配置する。

- (エ) 漏えい検知器、緊急遮断装置等の保安防災設備は、有効に作動するよう定期的に点検、整備を実施する。
- (オ) 屋外タンク貯蔵所においては、個々の施設ごとに津波被害シミュレーションを実施する。
これを踏まえ、タンクの最低貯蔵率の運用を見直す等、対策に努める。
- (カ) 危険物等の容器が津波により流出しないよう、容器の固定など流出防止措置を講ずるよう努める。
- (キ) 非常用電源設備や非常用通報装置等の防災資機材等の浸水対策を実施する。
- (ク) 消防自動車その他の防災資機材等は、浸水が無い場所を保管場所とする若しくは保管場所を高くするよう努める。なお、前記の対応が困難な場合は予め浸水が無い場所若しくは高所に位置する移動先を確保する。
- (ケ) オイルフェンスは通常時の使用を優先考慮し、保管場所を津波による影響の少ない場所とすることが可能であるか検討し、可能な場合は保管場所を移動する。
- (コ) 上記の他、特定防災施設等及び防災資機材等の対策に当たっては、事業所の実態に応じ、以下の通知を参考として必要な措置等の実施に努める。
 - a 「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」
(平成 24 年 3 月 30 日付消防特第 63 号消防庁特殊災害室長通知)
 - b 「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」
(平成 26 年 3 月 31 日付消防特第 49 号消防危第 84 号消防庁特殊災害室長・危険物保安室長通知)

ウ 津波警報発表時の緊急措置基準の整備

- (ア) 津波警報を確実に収集できる体制、人命を最優先とした避難方法、充填中の容器等の閉止措置や施設の緊急停止等に係る基準について、予防規程やマニュアル等に定め従業員に周知する。
- (イ) 高台、津波避難ビル、十分な耐震設計がなされた建造物等、浸水や倒壊のおそれがない避難場所を確保する。
- (ウ) 消防自動車その他の防災資機材等を浸水が無い場所若しくは高所に設置できない場合は、人命を最優先した上で、津波警報発表時に浸水が無い場所若しくは高所へ移動させる方法等について定める。

エ 津波襲来後の緊急措置基準の整備

- (ア) 保安上重要な施設の復旧等、応急措置に必要な重機や人員等の調達方法、津波堆積物の除去方法を予め定める。
- (イ) 特定通路等の防災活動上重要な通路は、迂回可能な通路配置にするよう努めるとともに、応急措置としての鉄板や砕石等の応急用資機材を確実に調達できるよう、協定・契約の締結等具体的な調達方法を予め定める。

(2) 防災関係機関の予防対策

関係行政機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

ア 海上保安部・署の対策

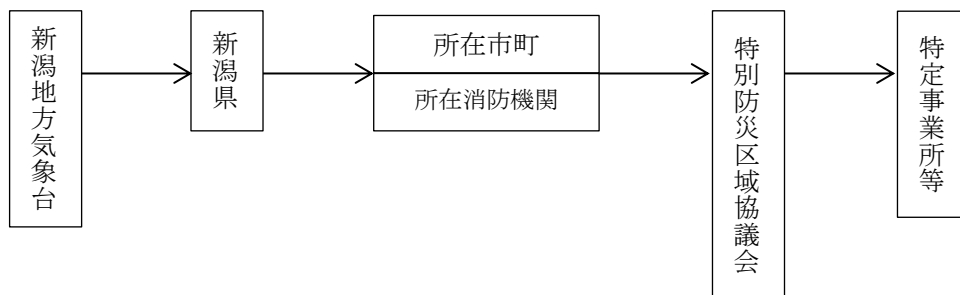
津波予警報が発せられた場合の危険物及び高圧ガス積載船舶に対する指示事項等を検討し、関係する特定事業者等に指示事項を周知する。

第3節 気象予警報等の伝達

気象予警報等の伝達は次により行う。

第1 特定事業所等に対する伝達

特定事業所等に対する気象予警報の伝達については、次の系統図により行う。



第2 地域住民に対する伝達

地域住民に対する気象予警報等の伝達については、新潟県地域防災計画及び市町地域防災計画の定めるところに準じて行う。

第4節 防災教育及び防災訓練の計画

防災関係機関等は、当該職員に対し特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図るため、石油コンビナート等に関する必要な防災教育及び災害が発生した場合における迅速かつ適切な応急措置を行うために必要な防災訓練の実施方法等について定める。

第1 防災教育

1 特定事業所等

特定事業所等は、従業員及び請負業者に対し、当該事業所の実態に応じ、危険物等の貯蔵、取扱いその他の作業に関し、防災上必要な事項を周知徹底させ、防災意識の高揚を図り危険物等の災害防止に努める。

特に、防災管理者及び副防災管理者については、その資質向上を図るため、防災業務に関する研修会への参加を促進する等、教育の機会を与えるよう努める。

また、当該事業所の実態に応じ、石油コンビナート等の防災に関する知識及び技能の向上を図る。

(1) 教育実施方法

教育実施方法は、当該事業所の実態に応じ教育実施計画を作成し、従業員及び請負業者等に対し実施する。

(2) 教育内容

教育内容は次の事項を当該事業所の実態に応じ、実施する。

- ア 危険物等の特性（引火性、反応性、毒性、その他物性等）、貯蔵、取扱い方法等に関すること
- イ 危険物等の貯蔵又は取扱い施設の保安に関する技術上の基準
- ウ 施設の運転、点検に関する作業基準、規程（特に、安全装置、制御方法、緊急停止作業手順）
- エ 異常現象発生時における応急措置
- オ 法及び関係法令
- カ 地震、津波、高潮等の異常な自然現象に関する知識及び被害防止に関すること
- キ その他災害防止上必要な事項

(3) 教育実施記録

特定事業所等は、教育実施記録簿を作成して教育内容及び特記事項等を記録しておく。

2 防災関係機関及び防災関係団体

防災関係機関及び防災関係団体は、それぞれの職員又は構成員に対し災害予防及び災害応急措置について随時教育を行うとともに、特定事業所等に対し、それぞれの所管する防災事項に関し、定期又は随時に講習会及び研修会を開催し安全教育の徹底を図る。

第2 防災訓練

防災関係機関等は、特別防災区域における地域の実態、特殊性を十分考慮した一体的防災活動の体制の確立を目的とした防災訓練を単独又は共同して計画的に実施する。

1 訓練の種別

(1) 総合訓練

防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害を想定した総合訓練を概ね2年に1回以上実施し、また、適宜図上訓練を実施する。

なお、実施については防災本部及び特別防災区域の関係機関並びに特定事業所等が共同で実施する。

また、特別防災区域周辺に危険物等を多量に取り扱う事業所（周辺事業所）が立地する場合においては、総合訓練に周辺事業所も参加するよう努め、特別防災区域及びその周辺における防災体制の強化を図る。

(2) 単独訓練

特定事業所等は、企業の実態に応じて年1回以上実施する。また防災関係機関においてもそれぞれの組織系統ごとに単独訓練に努める。

(3) 共同訓練

共同防災組織及び広域共同防災組織加盟事業所は、その防災規程に従い、防災訓練を実施する。

2 訓練の想定

地震時等における施設からの危険物等の流出火災、可燃性ガス及び有毒ガスの漏えい、拡散並びに流出油による海面火災等、または、津波警報の発表を想定する。

3 訓練種目

- (1) 通報伝達訓練
- (2) 避難・救助訓練
- (3) 資機材調達・輸送訓練
- (4) 火災・爆発防御訓練
- (5) 海上流出油防除訓練
- (6) 船舶火災防御訓練
- (7) 津波警報発表時における避難及び緊急措置訓練
- (8) その他必要な訓練

4 訓練内容及び結果

(1) 訓練内容の検討

陸上訓練においては、所在消防機関、所在市町及び県が、海上訓練においては、海上保安部・署及び県が、それぞれ主体となって、計画内容、実施方法、訓練種目について検討を行う。

(2) 訓練結果の振り返り

訓練の結果について、計画内容、実施方法、訓練種目について振り返りを行い、防災活動に実効を期す。

(3) 訓練結果の記録資料の保存等

訓練結果の記録資料を保存し、訓練成果の活用を図る。

第5節 防災に関する調査研究・情報共有

防災本部は災害対策全般について、特定事業者等、防災関係機関及び防災関係団体は、それぞれの担当する災害対策について調査研究や情報共有を行う。

第1 情報交換等

本部員は、特別防災区域及び特定事業所等に係るそれぞれの所管事項について実態の把握、整理に努め、必要な場合は、相互に情報の交換を図る。

県においては、特定事業所等の災害対策の取組状況について年1回調査を実施するとともに、災害及びその対策に関する勉強会を実施し、特定事業所等における情報の共有と活用を図る。また、県及び所在市町は、特別防災区域及び特定事業所等の現況について年1回調査を実施し、防災関係機関における情報の共有と活用を図る。

第2 防災上の調査研究

防災関係機関等は特別防災区域に係る防災対策を有効かつ、適切に実施するため「災害想定」及び「災害の防御技術」等について調査研究を行うとともに、防災本部においても必要に応じ「専門部会」を設置し、積極的に調査研究を行う。

第6節 防災施設及び防災資機材の整備

防災関係機関等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要な防災施設及び防災資機材を備蓄し、整備し、点検する。

第1 整備の基準

防災関係機関等は、当該特別防災区域において想定される災害に、一体となって対処できる防災施設及び防災資機材を整備する。

なお、特定事業者等は、法、消防法、高圧ガス保安法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等に定める防災施設及び防災資機材を整備する。

第2 整備状況の把握

防災本部は、防災施設及び防災資機材の整備状況を把握し、防災関係機関等はこれに協力する。

第5章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

第1 防災活動体制の区分

特別防災区域内に係る災害に対する防災活動体制については、災害の規模及び態様に応じて、以下に示す第1次から第3次までの防災体制を講じるものとする。

1 第1次防災体制

第1次防災体制は、災害発生事業所の自衛防災組織、災害発生地域の共同防災組織、地元消防機関、海上保安部・署等によって災害を鎮圧できることが見込める災害に対する体制とする。

2 第2次防災体制

第2次防災体制は、第1次防災体制による防災活動に加え、県内の消防機関の応援要請が必要となる規模であるが、住民避難等の周辺への直接影響は少ないと予測される災害に対する体制とする。

3 第3次防災体制

第3次防災体制は、第2次防災体制による防災活動に加え、緊急消防援助隊等の広域の応援が必要となる災害、又は住民避難等の周辺への直接影響が生ずるおそれがある災害に対する体制とする。

第2 防災本部の体制と業務

防災本部は災害応急対策に係る全般の連絡調整、現地本部への指示等を実施するため、防災関係機関、特定事業所、国・他都道府県等関係機関と連絡調整し災害対応を進めるとともに、迅速に災害広報を行う。

1 第1次防災体制

防災本部は事務局として県危機管理監を長とする警戒本部を設置する。

警戒本部は県防災局の職員を主体として構成し、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報を実施するとともに、第2次防災体制移行への警戒にあたる。

警戒本部長は災害の状況を考慮し、必要と認める場合は県防災局の職員を現地に派遣し、災害状況を把握し、情報を収集する。

2 第2次防災体制

防災本部は事務局として県危機管理監を長とする事故対策本部を設置する。

事故対策本部は、災害の態様に応じ県所属の本部員を指名し、県の防災局の職員を主体として構成し、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報を実施し、災害鎮圧にあたるとともに、第3次防災体制移行への警戒にあたる。

事故対策本部長は、必要に応じ本部員に対し本部連絡員の派遣を要請し、本部員連絡室を設置する。

第2次防災体制においては、現地防災機関と事故対策本部との連絡調整のため、事故対策本部長は県防災局職員を現地連絡員として災害発生市町に派遣し、現地連絡室を設置する。災害の応急対策が完了したと認められた場合、事故対策本部長は現地連絡室を廃止する。

3 第3次防災体制

防災本部は、本部長を長とするコンビナート等災害対策本部を設置し、本部長は、災害発生区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため、災害発生市町に現地本部を設置する。

コンビナート等災害対策本部は、県の職員を主体として構成し、災害情報の収集、関係機関との調整、報道機関への広報等の機能を果たす。現地本部は、コンビナート等災害対策本部と緊密な連携のもと、災害の鎮圧、避難対策等を行う。

また、本部長は、必要に応じ、県以外の本部員に対し本部連絡員の派遣を要請し、コンビナート等災害対策本部内に本部員連絡室を設置するとともに、コンビナート等災害対策本部と現地本部の連絡調整のため、県防災局職員を現地本部に派遣し、現地連絡室を設置する。

コンビナート等災害対策本部及び現地本部の組織は別図1のとおりとする。

4 業務

(1) 防災本部

- ア 災害情報等の収集及び伝達に関すること
- イ 現地本部への防災本部からの指示の伝達
- ウ 現地本部との連絡調整に関すること
- エ 県広域消防相互応援協定に関すること
- オ 緊急消防援助隊の派遣要請等広域応援要請に関すること
- カ 自衛隊の災害派遣に関すること
- キ 国の行政機関（特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡調整
- ク 防災資機材の調達の調整に関すること
- ケ 災害広報に関すること
- コ 報道機関への対応に関すること
- サ 日本赤十字社、医師会との連絡調整に関すること
- シ 国に対する専門員派遣の要請に関すること
- ス その他必要な防災活動の実施に関すること

(2) 現地本部

- ア 災害鎮圧及び被害の拡大防止活動に関すること
- イ 避難対策に関すること
- ウ 防災本部からの指示の受領及び現地防災機関への指示の伝達に関すること
- エ 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- オ 医療救護、保健衛生対策に関すること

- カ 警備活動、交通規制に関すること
- キ 地区内の防災資機材の調達に関すること
- ク 防災資機材の充足状況の把握と防災本部への伝達に関すること
- ケ 環境調査、環境保全に関すること
- コ その他必要な防災活動の実施に関すること

表 5 - 1 防災活動体制

体 制	災害の態様	防災本部の体制及び災害鎮圧体制	現地本部
第 1 次 防災体制	特定事業所で災害が発生し、災害発生事業所の自衛防災組織、災害発生地域の共同防災組織、所在消防機関・海上保安部・署によって災害を鎮圧し、その拡大を防止することが見込める災害	○防災本部 ・事務局として警戒本部を設置 ・警戒本部長は県危機管理監 ○災害鎮圧、被害拡大防止体制 ・所在消防機関及び海上保安部・署 ・災害発生事業所 ・災害発生地区共同防災組織	設置 無し
第 2 次 防災体制	第 1 次体制に加え、県内の消防機関の応援が必要となる災害 住民避難等の周辺の直接影響は少ないと予測される災害	○防災本部 ・事務局として事故対策本部を設置 ・事故対策本部長は県危機管理監 ・現地連絡室を設置 ○災害鎮圧、被害拡大防止体制 ・第 1 次体制に加え、県広域消防相互応援協定に基づく応援体制	設置 無し
第 3 次 防災体制	第 2 次体制に加え、緊急消防援助隊等の広域的な応援要請が必要となり、住民避難等周辺への直接的な影響が生ずるおそれがある災害 防災関係機関等による総合的な防災活動が必要となる災害	○防災本部 ・本部長を長とするコンビナート等災害対策本部を設置 ・現地連絡室を設置 ○災害鎮圧、被害拡大防止体制 ・第 2 次体制に加え、緊急消防援助隊、自衛隊等の広域応援体制	設置 有り
防災体制移行の判断			
<p>1 第 1 次体制から第 2 次体制への移行 所在消防長が県広域消防相互応援協定に基づく応援が必要と判断し、防災本部にその旨報告があった時、本部長が判断する。</p> <p>2 第 2 次体制から第 3 次体制への移行 緊急消防援助隊等の広域応援要請が必要と本部長が判断したとき若しくは住民避難等の周辺への直接影響が生ずるおそれがあると本部長が判断したとき。 又は、所在市町長若しくは第九管区海上保安本部長が現地本部設置を本部長に要請し、本部長が必要と判断したとき。</p>			

第3 同時に他の災害が発生した時の防災体制

石油コンビナート災害と地震・津波・風水害等大規模災害が同時に発生し、県又は所在市町に災害対策本部若しくは国民保護対策本部が設置された場合は、これらの本部とコンビナート等災害対策本部が同時に活動することとなるが、これらの本部との円滑な活動の調整と、災害対応の効率化を図るため、県及び所在市町はこのような事態を想定し、あらかじめ必要な体制を定める。

1 県

県は、石油コンビナート災害及び地震・津波・風水害等の大規模な災害等が同時に発生した場合に、これらの災害に総合的、一体的に対応するため、新潟県地域防災計画による災害対策本部に準じて、防災体制を別図2のとおりとする。

2 所在市町

所在市町は、県に準じて体制について検討する。

第2節 災害情報等の収集及び通報伝達

防災関係機関等は、相互に協力し必要な情報の収集及び通報伝達を行い、災害応急対策の円滑な実施を図る。

第1 異常現象等の通報

1 通報責任者

通報責任者は、事業の実施を統括管理する者とする。ただし、通報責任者が不在等やむを得ない場合に備え通報伝達できる体制を確保する。

2 通報を要する場合

特定事業者等は、次に掲げる異常現象等発生時または地震発生時には、所在消防機関等（所在消防機関、共同防災組織、広域共同防災組織）に速やかに通報する。

(1) 異常現象等発生時

ア 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

イ 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの

ウ 漏えい

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏えいで、漏えい範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収および除去を除く。）を必要としないものを除く。

(7) 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

(4) 発見時に漏えい箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏えいが直ちに停止したもの

エ 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破損、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏えいの発生のおそれなくなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記アからオに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

カ その他

災害の拡大等により、事業所及びその周辺に大きな影響を及ぼす恐れがあると判断した場合

（ファイヤーボールの発生の恐れ等）

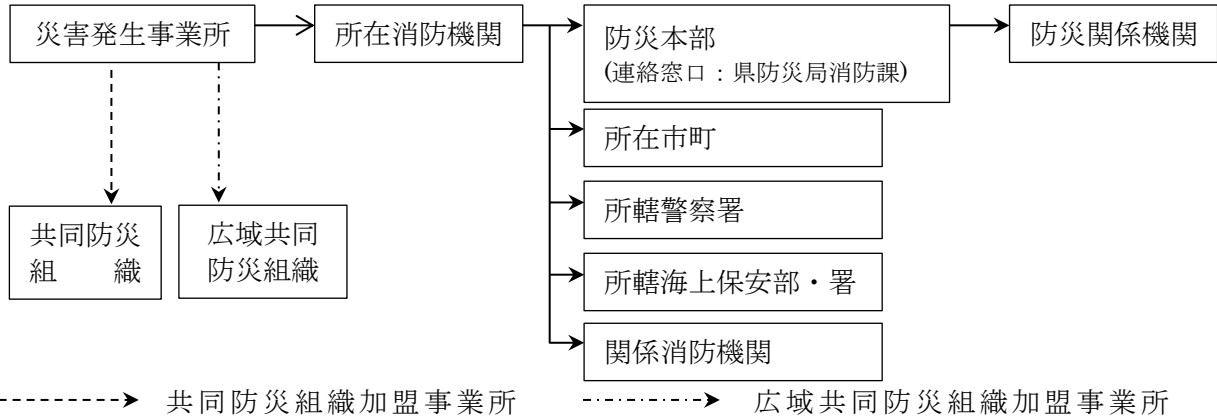
(2) 地震発生時

特定事業所が所在する市区町において、気象庁発表震度が震度4以上となった場合

第2 通報伝達系統及び連絡窓口

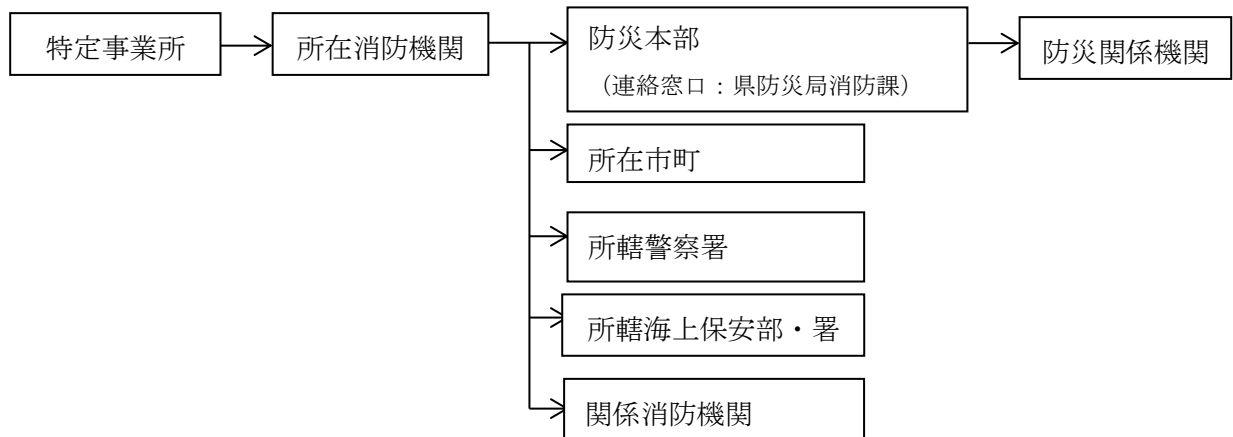
1 通報伝達系統

(1) 異常現象等発生時



- 注：1 海上への油及び有害液体物質等の排出があったとき若しくは排出のおそれがあるとき、又は危険物の排出があつて海上火災の発生するおそれがあるとき若しくは海上火災が発生したときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条、第42条の3及び第42条の4の規定により船長、施設の管理者及び発見者等は、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所へ通報するよう義務付けられている。
- 2 防災本部は、防災関係機関が迅速に応急対策が実施できるよう、速やかに第1報を通報する防災関係機関をあらかじめ定め、適切な通報伝達を行う。

(2) 地震発生時



2 連絡窓口

防災関係機関等は、情報の収集、伝達の迅速かつ確実を期するため窓口となる担当課等を定め、それぞれの内部における連絡系統を明確にしておく。

第3 情報の収集及び伝達

1 情報の伝達時期及び内容

防災関係機関等は、次により情報の通報伝達を行う。

なお、第1 2 (1)カに該当すると判断した場合は、任意の通報手段により、速やかに情報伝達する。

(1) 異常現象発生時

ア 異常現象発生の直後

異常現象の状況について、別添防災計画資料に掲載する「特定事業所等における異常現象速報伝達用紙(1)」によりその概要を伝達する。

イ 災害応急対策実施中

既にとった措置の状況について、別添防災計画資料に掲載する「特定事業所等における異常現象速報伝達用紙(2)」により伝達する。

(2) 地震発生時（異常現象が発生した場合は(1)による）

特定事業所における点検結果を電話または任意様式により伝達する。

2 ヘリコプターによる情報収集

第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察及び県は、防災本部からの要請により、協力してヘリコプターにより災害状況等の情報を収集し、防災本部に報告する。

また、発災現場の消防機関は、上空から得られる発災現場の情報を得ることにより、効果的な防衛活動を行うため、情報収集を行っているヘリコプターとの直接通信等により情報を収集し、連携を図る。

3 防災本部への報告

防災関係機関等は、防災活動実施中に確認した事項及び担当する防災活動の内容等について防災本部（現地本部が設置されている場合は現地本部）に報告する。

この場合、特定事業所にあつては所在市町にも報告する。

第4 通信手段の確保

防災関係機関等は、災害時の通信連絡を迅速な方法で行うため、有線及び無線電話等の通信手段を確保する。

1 非常・緊急通話用電話の登録

防災関係機関等は、非常・緊急通話に使用する加入電話番号について、あらかじめ東日本電信電話株式会社の承諾を受けておく。

2 無線施設の活用

防災関係機関等は、無線施設の配置を推進するとともに新潟県非常無線通信協議会の協力を得て無線施設の活用を図る。

3 通信施設の相互利用

防災関係機関等は、自己の保有する通話施設が破壊し、使用できないときは、他の防災関係機関等の通信施設、携帯無線、移動無線等の利用により通信手段の確保に努める。

このため、防災関係機関等は、相互に通信施設の利用について、あらかじめ協議しておく。

第5 報告書の提出

- 1 特定事業所等の通報責任者は、防災活動終了後遅滞なく、所轄消防機関の求めるところにより異常現象の原因、被害状況、応急措置の内容、その他必要な事項を報告する。
- 2 所轄消防機関は、異常現象が事故に至った場合には、1による報告及び自ら収集した情報等を整理して遅滞なく県に報告する。また、消防庁が示す「危険物製造所等及び石油コンビナート等特別防災区域における事故の報告」に基づきオンライン報告を行う。
- 3 防災関係機関等は、災害応急対策完了後災害の状況及び実施した措置の概要について、速やかに本部長に報告する。

第3節 陸上災害防御対策

防災関係機関等は、特別防災区域に係る陸上において災害が発生した場合、相互に協力して迅速かつ適切な災害防御活動を実施する。

なお、災害防御にあたっては、人命の救出、救護を最優先とし、災害の拡大防止及び二次災害の未然防止に努める。

第1 実施機関

災害発生事業所
特定事業所等
共同防災組織
所在消防機関
河川（水路）管理者

第2 実施内容

1 各機関の実施する措置

(1) 災害発生事業所の措置

- ア 事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- イ 異常現象等の発生を第2節第1に基づき直ちに所在消防機関に通報する。
- ウ 現場従業員は必要な緊急措置等を行う。
 - (i) 被害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、可燃性高圧ガス等の供給停止等の緊急措置を行う。
 - (ii) 災害の拡大を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移送等の警戒措置を行う。
 - (iii) 災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。
- エ 自衛防災組織及び共同防災組織により、消火等の防災活動を行う。

オ 要救助者の救助及び負傷者の応急措置を行い、医療機関に搬送する。

カ 消防機関の到着時に次の事項について報告し、現場に誘導する。

(ア) 要救助者の存否

(イ) 災害発生施設の場所

(ウ) 災害発生施設の概要（貯蔵品名、貯蔵量、化学製品等の場合には、その性状等を含む。）

(エ) 災害発生の状況

(オ) 防災活動上の留意すべき事項（注水危険性、毒性、刺激性の有無等）

(カ) 二次災害及び拡大危険の有無並びに周囲の状況

(キ) 水利の確保状況

(ク) その他必要な事項

キ 防災管理者は、消防機関に対し自衛防災組織等の配備状況等の報告を行った後、その指示に従って行動する。

ク 周辺住民等に影響が予想される場合は、第5節「災害広報」に基づき、速やかに広報活動を行う。

(2) 特定事業所等の措置

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所の行う防御活動に積極的に協力するとともに、第3章第3節の「相互応援協定」に基づき、防御活動に従事する。

(3) 共同防災組織の措置

共同防災組織の防災要員は、共同防災規程の定めるところにより、加盟事業所からの要請あるいは所在市町長若しくは海上保安部長の指示を受けたときは、速やかに災害の鎮圧、拡大防止、災害防御に努める。

(4) 広域共同防災組織加盟事業所の措置

広域共同防災組織加盟事業所は、その防災規程の定めるところにより、広域共同防災組織により整備した大容量泡放射システムによる防災活動が必要と判断したときは、速やかにその資機材を輸送し、防災活動を行う。

(5) 所在消防機関の措置

ア 異常現象の通報を受けた場合は、直ちに定められた防災関係機関に通報する。

イ 現場に到着した消防部隊は、速やかに指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を決定する。

ウ 消防部隊の指揮者は、災害発生事業所の防災管理者から負傷者等の状況、燃焼物質の品名・数量、危険性、有害物等の有無、応急措置の概要の報告を受け、今後の対策等について防災管理者と協議し、現場の指揮にあたる。

エ 火災等の状況、応急措置の概要及び今後の対策等を防災本部（現地本部が設置されている場合は現地本部）に逐次報告する。

オ 被害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、出動計画に基づき増援隊を出動させる。

カ 相互応援協定に基づき他の消防機関に出動を要請する。

キ 要救助者の救助及び負傷者等の応急措置を行い、救急隊により医療機関に搬送する。

ク 周辺住民等への影響が予想される場合は、速やかに広報を行う。

(6) 河川（水路）管理者の措置

管理する河川（水路）において、流出油等の拡散防止及び防除のため、必要な措置を行う。

(7) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、第3章第2節「防災関係機関等とその処理すべき事務又は業務の大綱」に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 災害別防御方法

災害別の応急措置及び防災活動の例は次のとおりである。

(1) 危険物タンク等からの漏えい及び火災（防油堤内火災を含む。）

ア 防油堤の弱体箇所の補強、排水溝の緊急閉鎖及び土のう積み

イ 流出破損箇所の応急修理

ウ タンク内危険物の抜き取り（他のタンクへの緊急移送を含む）

エ バキューム車等による回収、導流溝による防災ピットへの導流及び防災ピットから専用ポンプで他のタンクへの緊急移送

オ 泡放射及び中和剤等を投入した後、引火のおそれのない方法で回収

カ 水路、河川におけるオイルフェンスの展張等による流出油の拡散防止措置

キ 受入の停止及び他タンクへの移送

ク 固定消火設備の作動

ケ 防油堤の水抜弁及び流出油等防止堤に設けられた水門、仕切弁等の遮断装置の閉止確認

コ 消火用屋外給水設備、冷却用散水設備等の作動

サ 防油堤内の消火又は泡被覆処理の実施

シ 火災タンク及び隣接タンクの冷却

(2) 可燃性高圧ガスタンクからの内容物の漏えい及び火災

ア 緊急遮断弁の作動及び付近の火気使用、電気設備等の使用の制限又は禁止

イ 漏えい部分前後のバルブ閉止による漏えいの停止

ウ フレアスタック等の安全設備からの焼却放出

エ 移送又はブローダウン

オ ガスの滞留を防止するため噴霧一斉放水等の必要な措置

カ ガス検知の結果、風向、風速、ガスの性質等を考慮して、警戒区域の設定等の必要な措置

(3) 毒物劇物タンク等からの内容物の漏えい

ア 漏えい部分前後のバルブ閉止等による漏えいの停止

イ 薬剤による中和、水による希釈等

ウ 内容物の移送

エ 漏えい物の性質等を考慮して、警戒区域の設定等の必要な措置

(4) プラント、導配管等の火災及び爆発

ア 装置の緊急停止及び装置内危険物等の移送

イ 固定消火設備及び冷却散水設備の作動

ウ 冷却注水

- エ 装置の爆発、油の流出に備えるための土のうの構築
- オ 必要な仮設配管作業の実施と窒素の注入
- カ 無人放水銃の作動
- キ 誘爆等の危険がある場合は、放水砲車等で遠隔放水を実施
- ク 有毒性又は刺激性ガスの発生を伴う場合は、呼吸器具の配備
- ケ スチームによるガス拡散の防止と希釈及びスチームカーテンによる火炎の伸びの抑制

第4節 海上災害防御対策

防災関係機関等は、特別防災区域に係る海上において災害が発生した場合、相互に協力して迅速かつ適切な災害防御活動を実施する。

なお、災害防御にあたっては、人命の救出、救護を最優先とし災害の拡大防止及び二次災害の未然防止に努める。

第1 実施機関

災害発生事業所
海上共同防災組織
海上保安部・署
所在消防機関
港湾管理者
河川（水路）管理者

第2 実施内容

1 各機関の実施する措置

(1) 災害発生事業所の措置

- ア 事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- イ 異常現象等の発生を第2節第1に基づき直ちに海上保安部・署及び消防機関に通報する。
- ウ 現場従業員は必要な緊急措置等を行う。
 - (ア) 被害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物等の供給停止等の緊急措置を行う。
 - (イ) 災害の拡大を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移送等の警戒措置を行う。
 - (ウ) 災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。
- エ 自衛防災組織及び共同防災組織により、消火等の防災活動を行う。
- オ 要救助者の救助及び負傷者の応急措置を行い、医療機関に搬送する。
- カ 海上保安部・署、消防機関の到着時に次の事項について報告し、現場に誘導する。

- (ア) 要救助者の存否
- (イ) 災害発生施設の場所
- (ウ) 施設の概要（貯蔵品名、貯蔵量、化学製品等には、その性状等を含む。）
- (エ) 災害発生の状況
- (オ) 防災活動上の留意すべき事項（注水危険性、毒性、刺激性の有無等）
- (カ) 二次災害及び拡大危険の有無並びに周囲の状況
- (キ) 水利の確保状況
- (ク) その他必要な事項

キ 防災管理者は、海上保安部・署、消防機関に対し自衛防災組織等の配備状況等の報告を行った後、その指示に従って行動する。

ク 周辺住民等に影響が予想される場合は、第5節「災害広報」に基づき、速やかに広報活動を行う。

(2) 海上共同防災組織の措置

共同防災組織の防災要員は、共同防災規程の定めるところにより、加盟事業所からの要請あるいは海上保安部長、または本部長の指示を受けたときは、速やかに災害の鎮圧、拡大防止、災害防御に努める。

(3) 海上保安部・署の措置

ア 接岸中の船舶火災に対し、消防機関の実施する消火活動に協力するとともに、付近船舶及び陸上への延焼防止の措置を行う。

イ 災害発生船舶乗務員の救出を行うとともに、船舶等の避難、誘導にあたる。

ウ 災害発生船舶で、えい航が可能で、かつ、必要と判断した場合は、適当な場所に移動させる。

エ 必要に応じ、危険水域を設定し、同水域における船舶に対し、火気の使用及び通行等の禁止や移動を命ずる。

オ 災害発生船舶、施設及び関係企業が海上において実施する措置について適切な指示を行う。

カ 流出油の状況等の調査を行うとともに、防除のため必要な措置を行う。

キ 残油の抜取りが可能な場合は、安全な抜取りについて、適切な指導を行う。

ク 津波警報発表時には、船舶に対し無線等による通報並びに巡視船艇及び航空機による周知を直ちに実施するとともに、必要に応じて特定事業者等に周知する。

(4) 所在消防機関の措置

ア 接岸中の船舶の火災、油流出、岸壁施設に接する場所の流出油火災の通報を受けた場合は、消防部隊を出動させるとともに、直ちに定められた防災関係機関へ通報する。

イ 現場に到着した消防部隊は、速やかに指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を決定する。

ウ 消防部隊の指揮者は、災害発生事業所の防災管理者から負傷者等の状況、燃焼物質の品名・数量、危険性、有害物等の有無、応急措置の概要の報告を受け、今後の対策等について防災管理者と協議し、現場の指揮にあたる。

エ 火気使用制限等を指導する。

オ 陸上施設への延焼警戒及び防衛活動を行う。

カ 要救助者の救助及び負傷者等の応急措置を行い救急隊により医療機関に搬送する。

キ 災害発生事業所の自衛防災組織及び共同防災組織等の陸上部隊を指揮する。

(5) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、第3章第2節第1「防災関係機関等とその処理すべき事務又は業務の大綱」に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(6) 港湾管理者の措置

港湾管理者は、災害発生船舶、施設の管理者が行う流出油等の防除作業を援助し、又はこれらのものに協力して、流出油等の防除のため必要な措置を行う。

(7) 河川（水路）管理者の措置

管理する河川（水路）の流出油等の拡散防止及び防除のため、必要な措置を行う。

2 災害別防衛方法

災害別の応急措置及び防災活動の例は次のとおりである。

(1) 接岸船舶火災及び海面火災

ア 緊急送油停止及び関係バルブ閉鎖等の応急措置

イ 消防艇その他消防能力を有する船艇による海上からの消火活動の実施

ウ 陸上からの消火活動

エ 火災発生船舶の移動

オ 付近船舶の移動

カ 火災発生船舶近接タンクの冷却注水

キ 火災発生船舶周辺への延焼防止

ク 警戒区域の設定及び関係者への周知

(2) 海上への油流出

ア 排水溝の緊急閉鎖と土のう積み等による引き続く油流出の防止

イ オイルフェンスの展張による拡散防止

ウ 油回収船、回収装置等による流出油の回収

エ 沿岸パトロール（ガス検知の実施、火気使用の制限等）

オ 付近船舶の移動

カ 排出油等防除協議会と連携し、迅速かつ的確な防除活動の実施

キ 警戒区域の設定及び関係者への周知

(3) 接岸船舶からの可燃性高圧ガスの漏えい

ア 緊急遮断弁の作動及び付近の火気使用、電気設備等の使用の制限又は禁止

イ 漏えい部分前後のバルブ閉止による漏えいの停止

ウ 移送又はブローダウン

エ ガスの滞留を防止するため噴霧一斉放水等の必要な措置

オ ガス検知の結果、風向、風速、ガスの性質等を考慮して、警戒区域の設定等の必要な措置

第5節 災害広報

防災関係機関等は、災害時における各種応急対策の推進、社会的混乱の防止及び地域住民の安全確保を果たすため、それぞれ連絡調整の上、広報活動を実施する。また、防災本部は、報道機関と連携を図り、情報を提供する。

なお、その際、防災関係機関等は、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮した広報活動を実施する。

第1 実施機関

防災本部
海上保安部・署
県警察
所在市町
所在消防機関
災害発生事業所及び特別防災区域協議会
報道機関

第2 広報の内容

- ア 災害の状況
- イ 住民のとるべき措置及び心得
- ウ 避難の勧告、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）及び避難場所
- エ 災害応急対策の実施状況
- オ その他必要な事項

第3 広報の方法及び各実施機関の措置

1 防災本部

防災本部は次の措置を行う。

(1) 報道機関への協力要請

災害の状況及び応急対策等に関する情報を県政記者クラブを通じて報道機関へ提供し、広報活動について協力を要請する。

(2) 広報の調整

防災関係機関等が実施する広報に関する調整を行う。

2 海上保安部・署

海上保安部・署は、各港に在港する船舶等に対して巡視船等により災害の状況等について広報する。

3 県警察

県警察は、警察措置に関する事項についてパトロールカー等により広報を行う。

4 所在市町

所在市町は、次の事項を広報車等により早期に対象地域に対し重点的に広報を行う。

また、防災メール等のシステムがある場合は、災害情報、避難情報等についてメール等を利用した広報を行う。

- (1) 災害情報及び市又は町の防災体制
- (2) 避難情報、避難先、避難経路、その他災害に関する注意事項
- (3) 災害応急対策の実施状況及び災害復旧の見通し
- (4) 被災者に対する救護状況
- (5) その他必要な事項

5 所在消防機関

所在消防機関は、次の事項を広報車等により早期に対象地域に対し重点的に広報を行う。

- (1) 火気使用の禁止、火災警戒区域の設定等
- (2) 避難情報、避難先、避難経路、その他災害に関する注意事項
- (3) 災害状況、消防活動状況
- (4) 被害状況、事故防止、危険物の保安措置等に関する注意、指導又は警告事項
- (5) その他必要な事項

6 災害発生事業所及び特別防災区域協議会

広報車等により、速やかに対象地域に対し災害状況その他必要な事項を重点的に広報を行う。

7 報道機関

防災本部からの協力要請に基づき、災害状況等について報道する。

第6節 避難対策

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要に応じ避難の勧告又は指示をするとともに、特に必要があると認めるときは、避難所を開設して地域住民の生命、身体及び財産の保護と防災活動の円滑を図る。

第1 実施機関

所在市町

所在消防機関

県警察

海上保安部・署

災害発生事業所

第2 避難の勧告又は指示等

1 所在市町

所在市町長は、住民の生命及び身体を保護するため必要と認められる場合は、早期に避難情報を発令する。この場合において自ら避難指示等ができないときは、県警察及び海上保安部・署に避難の指示等を要請する。

避難情報の伝達は、市町地域防災計画に定めるところに準じて行い、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、広報車、サイレン、警鐘、電子メールなど誰にでも分かりやすい多様な情報伝達手段を活用して行い、また、県内放送機関に対する緊急放送の要請を防災本部に依頼する。

避難の実施は、市町地域防災計画に定めるところに準じて行い、地域住民を安全かつ迅速に避難させるため、災害等の態様に応じ、安全に避難できる避難経路を設定し、災害時要援護者を優先して実施する。

また、所在市町長は避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設し、避難所には職員を派遣し避難者に対し必要な支援を行うとともに、必要ある場合は、防災本部に対し施設の提供、物資の提供、人員の派遣等を要請する。

なお、所在市町長は、避難の指示等を行ったとき、又は県警察及び海上保安部・署から指示を行った旨の連絡を受けたときは、防災本部（現地本部が設置されている場合は現地本部）に対して避難の場所、人員等を報告する。

2 所在消防機関

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるときは、地域住民に避難を勧告する。この場合、直ちに所在市町長に通報する。

3 県警察

警察官は、所在市町長が避難指示等をする事ができないと認めるとき、又は所在市町長から要請があったときは、住民等に対し避難を指示し、遅滞なくその旨を所在市町長に通知する。

避難にあたっては、避難路の確保、交通整理、誘導、被災地の警戒警備などの措置を行う。

4 海上保安部・署

海上保安官は、所在市町長が避難指示等をする事ができないと認めるとき、又は所在市町長から要請があったときは、海上において船舶乗組員等に対し避難を指示し、遅滞なくその旨を所在市町長に通知する。

また、海上保安部・署は、災害が他の船舶に及ぶ危険のある場合は、付近に停泊している船舶を港外等の安全な場所に避難させるため、必要な指示を行う。

5 災害発生事業所

災害発生事業所は、部外作業員等に対して避難の指示を行う。その災害が地域住民に被害を与える危険性がある場合は、市町長に対し避難の指示を要請し、緊急の必要がある場合、地域住民に対して避難の要請をする。

第7節 警戒区域の設定

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要に応じ警戒区域を設定して、地域住民の生命、身体及び財産の保護と防災活動の円滑を図る。

第1 実施機関

所在市町
所在消防機関
県警察
海上保安部・署

第2 警戒区域の設定等

1 所在市町

所在市町長は、地域住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限し、若しくは禁止、又はその区域から退去を命ずる。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察官又は海上保安官に要請する。

2 所在消防機関

(1) 消防長又は消防署長は、人命又は財産の保護、災害の発生防止を図るため、必要に応じて「火災警戒区域」を設定し、その区域内における火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者の退去、出入の禁止又は制限をする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察署長に要請する。

(2) 消防吏員又は消防団員は、消防活動の確保を図るため、必要に応じて「消防警戒区域」を設定し、応急対策に従事する者以外の者の退去、出入の禁止又は制限をする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察官に要請する。

3 県警察及び海上保安部・署

警察官及び海上保安官は、所在市町長若しくはその委任を受けた所在市町の吏員又は消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

なお、災害対策基本法第63条を根拠にこれらの措置をとった場合は、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

第8節 救出・救急・救護対策

防災関係機関等は、被災者の救出・救急・医療救護について相互に協力し、迅速、かつ、的確に実施する。

第1 実施機関

災害発生事業所
所在市町
所在消防機関
県
県警察
海上保安部・署
日本赤十字社新潟県支部
県医師会及び郡・市医師会

第2 救出・救急対策

1 災害発生事業所

- (1) 自衛防災要員等は、被災従業員等を救出する。
- (2) 消防機関の救助隊到着後は、相互に連携を保ち、その指揮を受けて救出にあたる。

2 所在消防機関

所在消防機関は、県警察と緊密な連携のもとに災害発生事業所を指揮して、被災者を救出し、医療機関へ搬送する。

3 県警察

県警察は、関係機関等と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

4 海上保安部・署

海上保安部・署は、関係機関等と連携して海上における被災者の救出を行う。

第3 医療救護

1 所在市町

所在市町は、郡・市医師会の協力を得て医師等の確保、医療救護班の編成、救護所の設置、医療機関による傷病者の手当並びに医薬品、医療用具及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を行う。

また、自らの医療救護活動のみで対処できない場合は、県に援助を要請する。

2 県

県は、所在市町の要請により、県の医療機関等により医療救護班を編成し、医療救護にあたる。

3 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護にあたる。

4 県医師会

県医師会は、県から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療救護活動を行うとともに、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合には、会員の管理する医療機関の協力を要請する。

5 郡・市医師会

郡・市医師会は、所在市町又は県医師会から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し、医療救護活動を行うとともに、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合には、会員の管理する医療機関の協力を要請する。

第9節 交通対策

特別防災区域内で大規模災害が発生し、又は大規模災害に発展するおそれのある災害が発生した場合において、被災者の救出及び避難誘導を迅速に行い、災害応急対策関係車両の通行を確保するため、陸上又は海上に発生した災害の規模、態様に応じた交通規制等を実施する。

第1 実施機関

道路管理者
県警察
海上保安部・署
新潟空港事務所

第2 交通規制等

1 道路管理者

道路管理者は、その被害の状況に応じて応急工事により交通の確保を図るとともに、県警察と緊密な連絡をとりながら通行規制を行う。

2 県警察

県警察は、道路管理者と緊密な連絡をとりながら交通規制を行うが、災害の発生場所、規模、態様、天候等の状況により、規制区域の拡大、縮小、一部解除等弾力的に運用する。

(1) 緊急交通路の設定等

被災者の救出、避難誘導路線及び災害応急対策関係車両の通行路線を確保するため、区域及び道路の区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限を行うとともに、必要に応じ災害応急対策車両の先導を行う。

(2) 迂回路の設定

一般車両の通行路線を確保するため、迂回路を設定する。

(3) 交通整理警察官等の配置

規制区域内及び周辺道路における交通の安全と円滑を確保するため、主要交差点等に警察官等の配置を行う。

3 海上保安部・署

海上保安部・署は、特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ周辺海域における船舶の退去、進入禁止等を命じ、又は船舶の航行の制限若しくは禁止する等の措置を行う。

4 新潟空港事務所

新潟空港事務所は、特別防災区域に災害が発生し、又はそのおそれのある場合、必要に応じ飛行に関する規制を行う。

第 10 節 防災資機材等調達対策

防災資機材の調達は、原則として災害発生事業所又は応急対策を実施する機関が、自ら又は協定等に基づき行う。ただし、災害発生事業所又は応急対策を実施する機関の調達では、防災資機材が不足する又は不足するおそれがある場合には、防災本部に調達を要請し、防災本部は広域的な防災資機材の調達及び輸送を行う。

第 1 実施機関

防災本部
海上保安部・署
所在消防機関
災害発生事業所
特定事業所
共同防災組織

第 2 調達先

海上保安部・署、所在消防機関、特定事業所及び共同防災組織は、防災資機材が不足する事態に備え、あらかじめ調達先、調達可能数量、輸送方法等を把握し、防災資機材が不足したときの対策を定

めておく。また、防災本部は、広域的な防災資機材の調達に備え、近接する他県等の防災資機材の備蓄状況等を把握する。

第3 調達方法

防災資機材等の調達は次のとおり行う。

災害発生事業所又は応急対策実施機関は、輸送機関の確保等が困難な場合は防災本部にその確保を要請する。

1 調達手続

防災資機材を調達する場合は、調達先に対し次の事項を明らかにして要請する。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 防災資機材等の種類及び数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要事項

2 輸送方法

- (1) 陸上輸送
 - ア 防災関係機関等の車両
 - イ 運送業者の車両
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の車両
- (2) 海上輸送
 - ア 海上運送業者の船舶
 - イ 災害派遣要請による自衛隊の船舶
- (3) 航空輸送
 - 災害派遣要請による自衛隊の航空機

第11節 応援協力要請

防災関係機関等は、災害の拡大を防止するため、災害の規模・態様に応じ的確、かつ、迅速に応援協力を要請し、受け入れ態勢について相互に連絡し、適切に処理する。

第1 相互応援協定に基づく要請

防災関係機関等は、相互に連絡調整をとりながら応援協定等の規程により応援を求め、災害の拡大防止を図る。

第2 緊急消防援助隊の応援の要請

知事は、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対して応援を要請する。

第3 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊に対する災害派遣要請については、新潟県地域防災計画に定めるところに準じて行う。

第4 応援協力要請手段

応援協力の要請は、それぞれの応援協定に定めるところによるが、その他の場合には、文書により次の事項を明らかにして行う。

- 1 災害状況及び応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員及び防災資機材の数
- 3 応援を必要とする期間
- 4 応援を必要とする区域及び活動内容
- 5 その他必要な事項

第5 応援協力の調整

応援の措置について調整が必要な場合は、防災本部がこれにあたり、事態の推移に応じてそれぞれの応援要請者は、防災本部に状況を報告する。

第6章 災害復旧対策

公共施設及び民有施設の災害復旧については、新潟県地域防災計画及び市町地域防災計画に定めるところに準じて行う。

災害が発生した事業所の復旧にあたっては、関係する行政機関により発生原因を調査し、その結果を考慮して、再発防止のために必要となる改善措置を施した上で復旧する。

別図1 防災本部の第3次防災体制の組織図

